



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年10月

**アララ株式会社**

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式448,649千円（見込額）の募集及び株式570,620千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式164,676千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年10月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

**アララ株式会社**

東京都港区南青山二丁目24番15号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

# arara

## 「BtoBtoC」を中心とした SaaS型<sup>(注1)</sup>販促ソリューションカンパニー

### 1 経営方針

当社は、全ての人々の幸せな未来の生活を想像し、革新的なサービスを創造し、提供することで、社会的課題を解決し、みんながハッピーな社会の実現を目指します。

#### ミッション

アイディアとテクノロジーで  
革新的なサービスを提供し、便利で楽しい、  
みんながハッピーになる社会を創る。

### 2 事業の内容

当社の事業は、下記の4つの事業に区分されます。なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (a) 独自のハウス電子マネーやポイント<sup>(注2)</sup>を導入したい地域密着のスーパーマーケット等を顧客とした「キャッシュレスサービス事業」
- (b) 一時に大量の電子メールを送付したい航空会社、金融機関、eコマースサイト、地方公共団体等を顧客とした「メッセージングサービス事業」
- (c) 個人情報を適切に管理したい金融機関、情報通信事業者等を顧客とした「データセキュリティサービス事業」
- (d) 「その他の事業 (ARサービス)」

(注) 1. SaaS型とは、Software as a Serviceの略で、提供者側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。  
2. ハウス電子マネーやポイントとは、当社の顧客であるスーパーマーケット、小売店や飲食店等の店舗やeコマースを展開する企業が、自社で発行する電子マネーやポイントを指します。

## 事業セグメント

### キャッシュレスサービス事業



ハウス電子マネー機能にメッセージングサービスを組み合わせた統合型販促ソリューションサービス「point+plus」の開発・提供

### メッセージングサービス事業



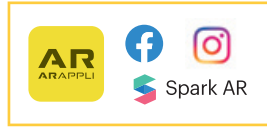
メール配信サービス「Fararaメッセージングソリューション」の開発・提供

### データセキュリティサービス事業



個人情報検出・管理ソリューション「P-Pointerシリーズ」の開発・提供

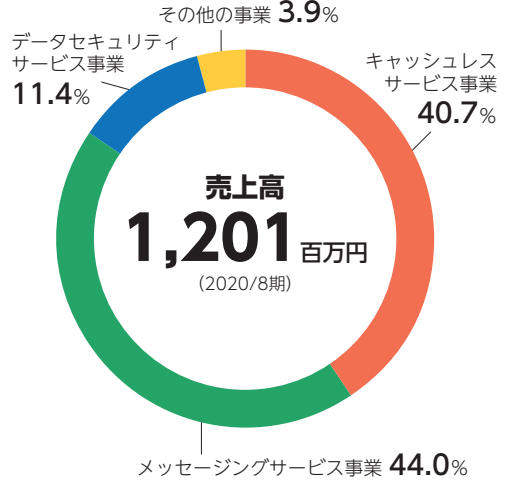
### その他の事業 (ARサービス)



ARプラットフォームアプリ「ARAPPLI」の開発・提供  
「Spark AR」のコンテンツ制作

※「Facebook」、「Instagram」、「Spark AR」は、Facebook, Inc.の登録商標です。

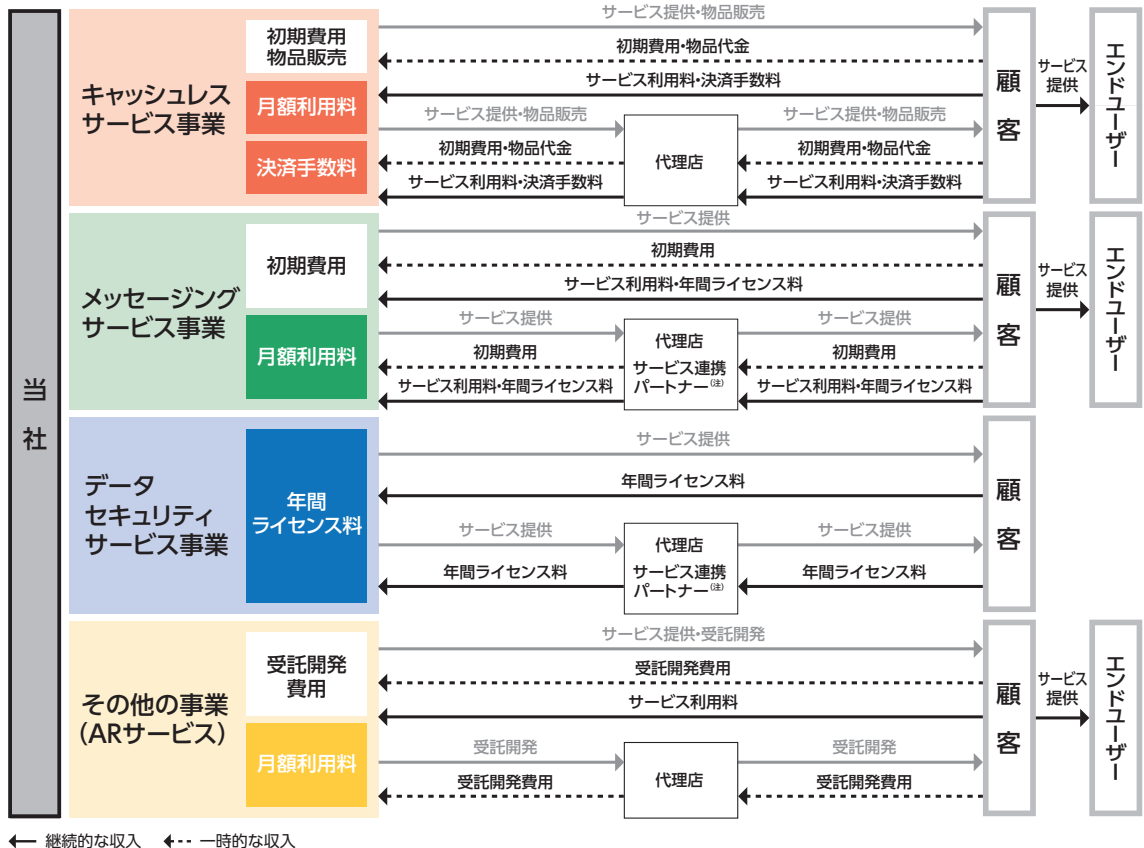
## 売上高構成比



(注) 2020年8月期の数値は、監査未了

## ビジネスフロー

- 主にSaaS型のBtoBtoCビジネスを展開。  
法人顧客が独自のブランドでエンドユーザー向けに展開できるサービスを主に提供。
- 安定的な収益を獲得できるリカーリングビジネス。



(注) サービス連携パートナー経由の提供・販売とは、当社サービスとサービス連携パートナーが提供するサービスを統合し顧客へ提供する販売手法を指します。

## リカーリングビジネス

- リカーリングビジネスとは、1つの商品を販売して取引が完了するのではなく、“顧客から継続的に利用料金を受け取るビジネスモデル”。ここでは月額、年額の定額利用料金収入に加え、従量課金による利用料金収入を含めたビジネスモデルと定義。
- 顧客積上げによりリカーリング売上高は着実に増加。直近の全社売上に占める割合は87.3%。

全社売上に占める  
リカーリング売上高比率

87.3%

2020/8期

### ①キャッシュレスサービス事業

当社の顧客である店舗や企業向けに、エンドユーザーが利用するハウス電子マネーやポイントをSaaS型の「point+plus」にて提供しております。また、エンドユーザーのキャッシュレスサービス利用時に蓄積された履歴をもとに顧客がメッセージングサービスを活用し、エンドユーザーと最適なコミュニケーションを取ることができる統合型販促ソリューションサービスを展開しております。

当社の顧客が、「point+plus」を活用し、クレジットカードやいわゆる「〇〇Pay」等の他社運営の決済手段の導入とは異なり、顧客自らが電子マネーの決済事業者となることで、エンドユーザーが、電子マネーにチャージする際のインセンティブ付与や支払時のポイント付与などを自由に行うことができ、再来店客の増加、エンドユーザーの愛着及び信頼向上に繋げることができます。



ハウス電子マネーやポイント機能の導入を中心に、効率的な販売促進を行える統合型販促ソリューションサービス

#### 電子マネー機能

顧客自らが電子マネーの決済事業者となり、エンドユーザーが会員カードやスマートフォンを利用して電子マネーを使うことができる機能

#### 販売促進機能

エンドユーザーの来店頻度、支払額等の履歴から顧客が対象のエンドユーザーを特定し、ポイントの付与や、ランク付け、それに応じてポイント付与率を変えるなど、優良のエンドユーザーを優遇するための機能

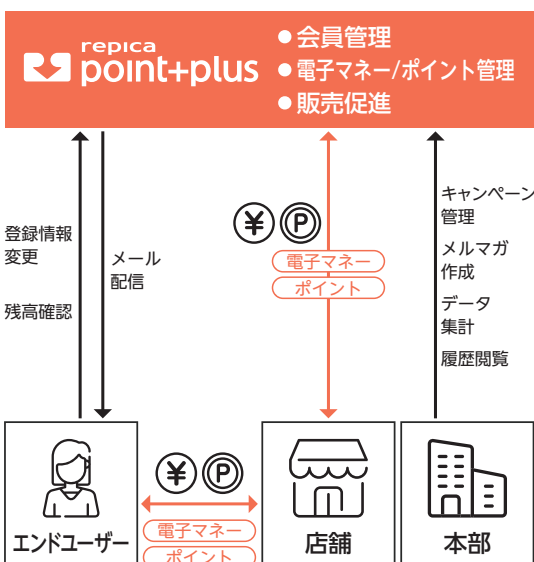


また、顧客が任意に定めた日時に「キャンペーン」として、エンドユーザーのチャージする電子マネー額にポイントを付与することもできる

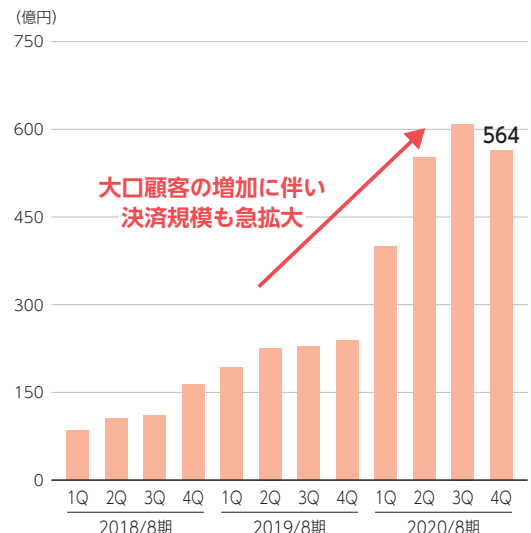
#### ポイント機能

顧客自らがポイント発行者となり、エンドユーザーが商品を購入した際にポイントを付与する機能

#### 概念図

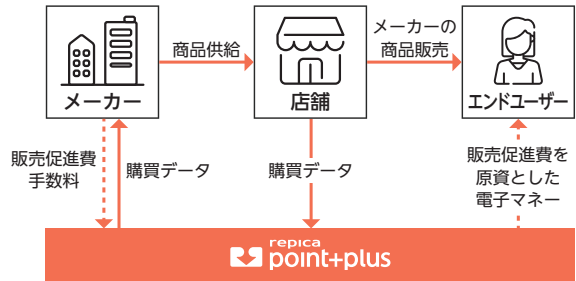


#### ハウス電子マネー決済額の推移



## メーカーの販売促進費を利用したビジネス開発

[point+plus]の付加サービスとして、地域のスーパーマーケット等で、エンドユーザーがハウス電子マネーにて特定メーカーの商品を購入した情報を販売時点情報管理システムから即座に得ることで、そのエンドユーザーにメーカーの販売促進費を原資とした電子マネーを付与するチャージバックシステムを、東芝テック株式会社と業務提携し、共同で開発しております。



## ②メッセージングサービス事業

適切なタイミングで、電子メールを一時に大量に配信したい企業・団体(主要顧客:運輸業、金融機関、情報通信業、地方公共団体等)を対象に、メッセージングサービスを提供する事業です。「キャッシュレスサービス事業」同様、主にSaaS型にてサービスの提供をしております。顧客にとって下記のような業務上不可欠な様々な情報配信ニーズにお応えしております。

## arara messaging solution

顧客が展開するサービスのために、会員やエンドユーザー向けに電子メールを適切なタイミングで一度に大量に配信するサービス

1つのパッケージではなく、3つの用途別パーツで構成

パーツ単体での使用や必要なパーツを組み合わせた使用も可能

初期費用、月額システム利用料ともに、重複を除いたメールアドレス数に応じた料金体系を設定

## サービス構成



基幹システムなどの外部システムと自動連携したメール配信をAPIで実現



ターゲティング配信から配信後の効果測定まで集客につながるメールマーケティング機能。HTMLメールを手軽に作成



メールの遅延解消及び到達性の高いメール配信を実現

## メール配信利用用途

会員登録: メールアドレスをサービス利用のIDとして活用

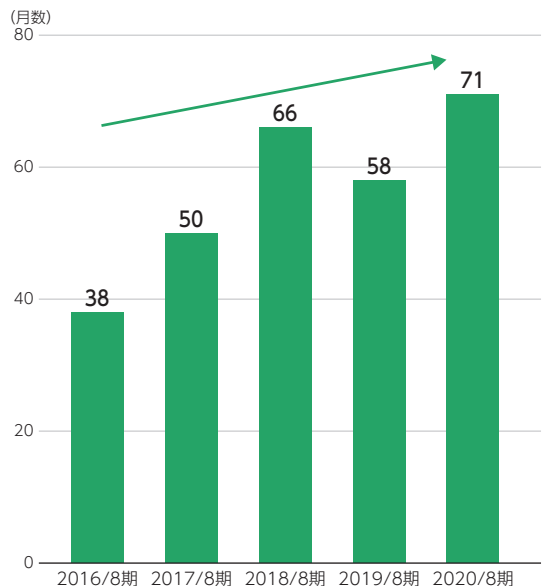
自動配信: 他のシステムと連携し自動でメール配信

メールマガジン: 会員向けに情報発信

## システム連携利用例

航空会社	航空券予約	搭乗日前日/当日	搭乗日当日
	予約完了	搭乗口の通知	出発の遅れ、搭乗口の変更など
証券会社	株式注文	約定	
	予約完了	約定通知	
銀行	金融サービスに関する通知	セキュリティ喚起のお知らせ	

## 解約顧客の平均利用期間の推移



### ③データセキュリティサービス事業

当社が提供する「P-Pointer File Security」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、顧客がデータの適切な管理を実現することを目的としており、顧客のPC、ファイルサーバ内にインストールし、個人情報等の検出、適切な保管場所への移動、削除等の適切な管理を顧客自らが行います。主に、金融機関や個人情報を多く取り扱う情報通信事業者、サービス事業者等が、当社の顧客であります。

PC・サーバ向け  
個人情報検出・管理ソリューション  
「P-Pointerシリーズ」を提供

# P-Pointer

検出

管理

対処

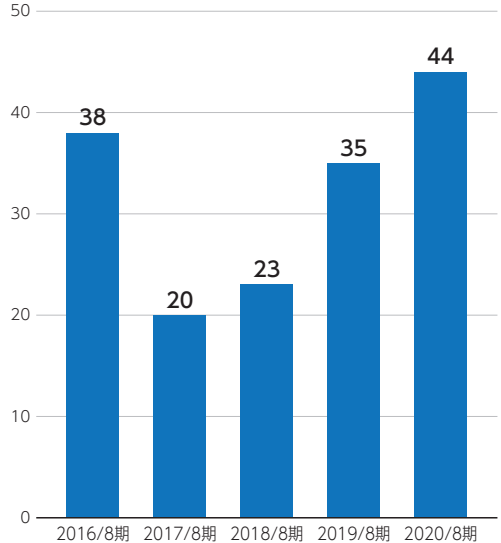


個人情報検出・管理

個人情報の高速検出・一元管理・検出後の対処(移動・削除)機能を備えた個人情報検出・管理ソリューション  
大手企業を中心に、金融、IT、情報通信、サービス業等の幅広い業種に提供

### 解約顧客の平均利用期間の推移

(ヶ月)



### ④その他の事業(ARサービス)

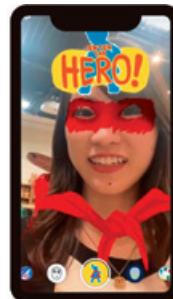
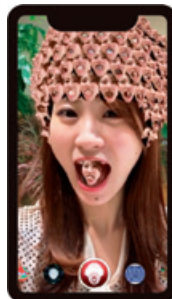
その他の事業では、AR(拡張現実。Augmented Realityの略称)サービスを行っております。ARの活用方法は幅広く、図鑑などの書籍や、新聞、チラシ、ポスターなどに、音や映像といったデジタルの付加価値をつけ、現実世界には存在しないものを、まるで目の前にあるかのように表現する際に活用されております。当社では、スマートフォンARアプリ「ARAPPLI」のサービス提供及び米国Facebook社が運営する「Facebook」や「Instagram」上で動作するカメラエフェクト「Spark AR」のコンテンツ制作を受託開発として行っております。

スマートフォン向けARプラットフォーム「ARAPPLI」と「Facebook」・「Instagram」のカメラエフェクト「Spark AR」を提供



Spark AR

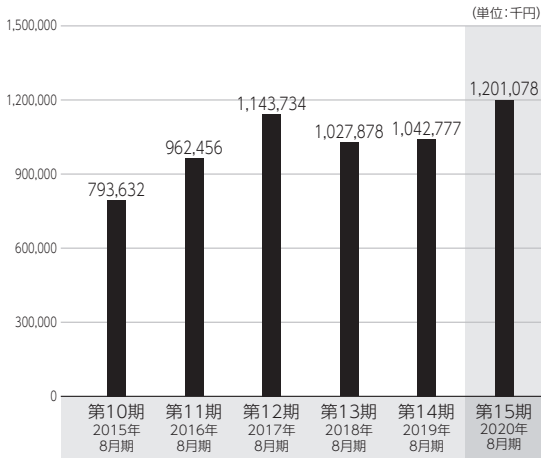
「Spark AR」サンプルイメージ



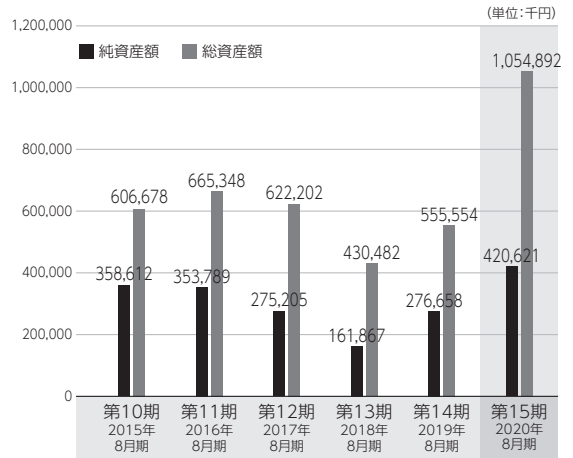




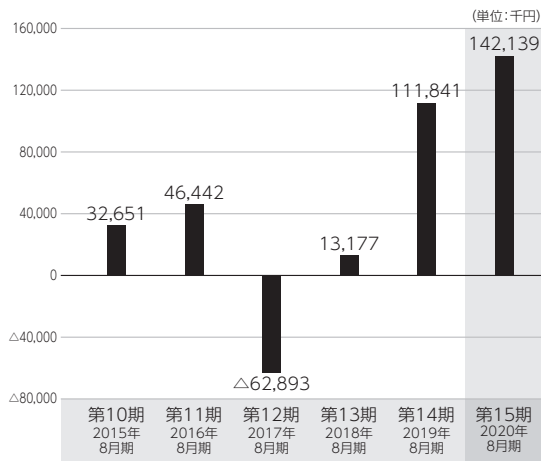
## 売上高



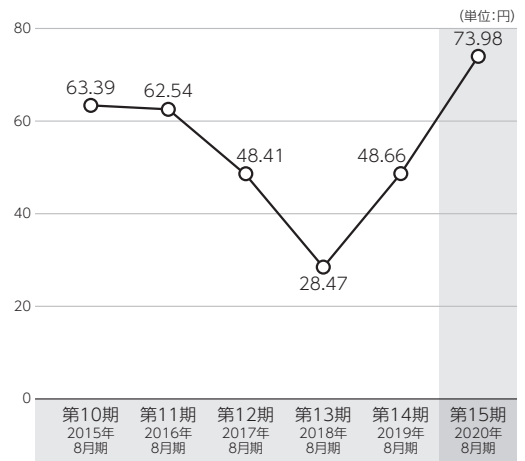
## 純資産額／総資産額



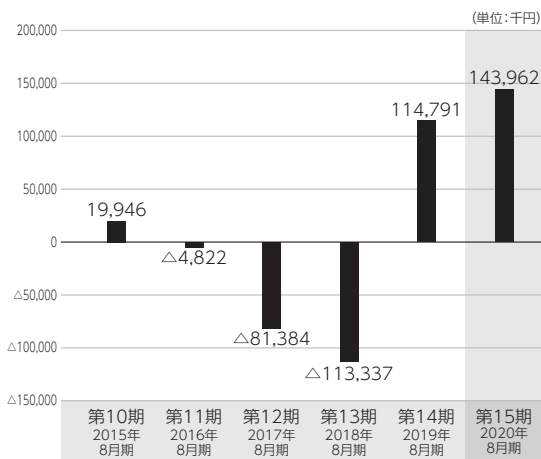
## 経常利益又は経常損失(△)



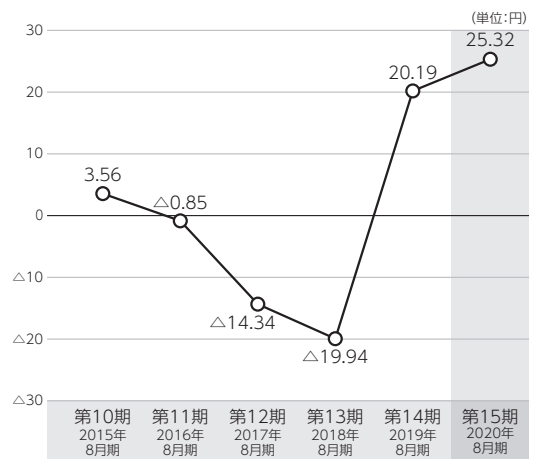
## 1株当たり純資産額



## 当期純利益又は当期純損失(△)



## 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 1. 第15期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人による監査は未了となっております。

2. 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	24
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
4. 経営上の重要な契約等	33
5. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	49
3. 配当政策	49
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	50

第5	経理の状況	61
1.	財務諸表等	62
(1)	財務諸表	62
(2)	主な資産及び負債の内容	107
(3)	その他	111
第6	提出会社の株式事務の概要	147
第7	提出会社の参考情報	148
1.	提出会社の親会社等の情報	148
2.	その他の参考情報	148
第四部	株式公開情報	149
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	149
第2	第三者割当等の概況	151
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	151
2.	取得者の概況	152
3.	取得者の株式等の移動状況	155
第3	株主の状況	156
	[監査報告書]	159

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月14日
【会社名】	アララ株式会社
【英訳名】	arara inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩井 陽介
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目24番15号
【電話番号】	(03) 5414-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 井上 浩毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目24番15号
【電話番号】	(03) 5414-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 井上 浩毅
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 448,649,975円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 570,620,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 164,676,500円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	381,100（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 2020年10月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年11月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売  
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ  
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、118,900株を上限として、SMB C日興証券株式  
会社が当社株主である岩井陽介（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下  
「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによ  
る売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによ  
る売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売  
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式118,900株の新規  
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又  
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ  
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参  
照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【募集の方法】

2020年11月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2020年11月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	381,100	448,649,975	242,798,810
計（総発行株式）	381,100	448,649,975	242,798,810

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
  2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
  3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
  4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2020年10月14日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2020年11月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
  5. 有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,300円～1,470円）の平均価格（1,385円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は527,823,500円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年11月12日(木) 至 2020年11月17日(火)	未定 (注) 4	2020年11月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2020年11月2日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年11月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年11月2日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2020年11月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2020年11月11日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年11月19日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年11月4日から2020年11月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。



#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
計	—	381,100	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2020年11月2日に決定する予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年11月11日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
485,597,620	9,000,000	476,597,620

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件(1,300円~1,470円)の平均価格(1,385円)を基礎として算出した見込額であります。  
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額476,597千円に、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限150,572千円を合わせた、手取概算額合計上限627,169千円については、①サーバ保守・運用等に関わる業務委託費用、②「キャッシュレスサービス事業」及び「メッセージングサービス事業」におけるシステム投資、③「キャッシュレスサービス事業」及び「メッセージングサービス事業」におけるマーケティング費用、④経営管理システム投資費用及び⑤採用活動費用として充当する予定であり、具体的な内容及び充当期は、以下のとおりであります。

- ① 「キャッシュレスサービス事業」及び「メッセージングサービス事業」におけるクラウド環境に最適化する等のサーバの保守・運用等に関わる業務委託費用として293,169千円(2021年8月期:157,000千円、2022年8月期:136,169千円)
- ② 「キャッシュレスサービス事業」における「point+plus」の新機能・ウェブ受発注システム等のシステム投資及び「メッセージングサービス事業」におけるAPIリニューアル等のシステム投資として200,000千円(2021年8月期:107,000千円、2022年8月期:93,000千円)
- ③ 「キャッシュレスサービス事業」及び「メッセージングサービス事業」における新サービスに関わるマーケティング費用として74,000千円(2021年8月期:38,000千円、2022年8月期:36,000千円)
- ④ 業務効率化・迅速化に向けた経営管理システム投資費用として50,000千円(2023年8月期:50,000千円)
- ⑤ 「キャッシュレスサービス事業」及び「メッセージングサービス事業」におけるシステム開発人材を中心とした採用活動に向けた採用活動費用として10,000千円(2022年8月期:10,000千円)

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年11月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	412,000	570,620,000	東京都渋谷区渋谷3-12-18 ビットキャッシュ株式会社 202,000株 東京都千代田区丸の内1-9-1 大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合 70,000株 東京都品川区東五反田5-11-1 E E I クリーンテック投資事業有限責任組合 70,000株 東京都港区 岩井 陽介 70,000株
計(総売出株式)	—	412,000	570,620,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(1,300円～1,470円)の平均価格(1,385円)で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 11月12日(木) 至 2020年 11月17日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日（2020年11月11日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は  
支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機  
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を  
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の  
(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	118,900	164,676,500	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	118,900	164,676,500	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(1,300円～1,470円)の平均価格(1,385円)で算出した見込額であります。

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2020年 11月12日(木) 至 2020年 11月17日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、118,900株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2020年12月17日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2020年12月17日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2020年11月11日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2020年10月14日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 118,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2020年12月22日（火）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2020年11月2日開催予定の取締役会において決定します。

2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2020年11月11日に決定します。

#### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である岩井陽介、当社株主かつ当社役員である井上浩毅及び竹ヶ鼻重喜、当社株主であるI W A I G R O U P P T E . L T D . 、当社新株予約権者かつ当社役員である加藤徹行、井上昌治及び種谷信邦は、S M B C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2021年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合、E E Iクリーンテック投資事業有限責任組合、当社株主であるL i v i o株式会社、ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合、株式会社デンソーウェーブ、寺田倉庫株式会社、A X I S H U M A N M A N A G E M E N T I N T E R N A T I O N A L P T E . L T D . 、加嶋正洋、中西正人、株式会社イー・コミュニケーションズ、C H A N W E I S I A N G、有限会社テクノサイエンス、カフェ・カンパニー株式会社、松岡哲也、S h e r w i n F a d e n、田子智志、井上盛夫、株式会社サンエイトインベストメント、R B S任意組合、嶋田史郎、本岡一也、合同会社B E A R、株式会社クラウドポイント、磯豊、杉江通優、今朝丸泰久、齋藤剛、日向野岳、株式会社キョーエン、井上陽子、東條恒史、森本宏一、古川洋史、高木茂、神谷秀輝、平山誠、山田恵、鳥居茂樹、その他株主47名及び当社新株予約権者である石古暢良、中村茂、柘植哲平、坂東洋子、その他新株予約権者10名は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2021年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2021年5月17日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年 8月	2016年 8月	2017年 8月	2018年 8月	2019年 8月
売上高 (千円)	793,632	962,456	1,143,734	1,027,878	1,042,777
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	32,651	46,442	△62,893	13,177	111,841
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	19,946	△4,822	△81,384	△113,337	114,791
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	330,100	330,100	331,500	331,500	331,500
発行済株式総数 (株)	56,573	56,573	56,853	56,853	56,853
純資産額 (千円)	358,612	353,789	275,205	161,867	276,658
総資産額 (千円)	606,678	665,348	622,202	430,482	555,554
1株当たり純資産額 (円)	6,338.93	6,253.68	4,840.64	28.47	48.66
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	356.41	△85.25	△1,433.53	△19.94	20.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.1	53.2	44.2	37.6	49.8
自己資本利益率 (%)	6.7	—	—	—	52.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	90,000	145,973
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△50,043	△63,210
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△36,864	△42,974
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	212,343	252,132
従業員数 (人)	41	66	78	66	75
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(21)	(18)	(12)	(13)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第10期及び第14期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第11期、第12期及び第13期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 自己資本利益率については、第11期、第12期及び第13期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

8. 当社は、2020年9月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

9. 第10期、第11期及び第12期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び業務委託を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。ただし、第10期及び第11期の平均臨時従業員数につきましては、正確な平均人数の算出が困難なため、期末時点の人数を記載しております。
11. 第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
12. 第11期の当期純損失は、子会社のアララ株式会社を吸収合併したことにより、抱合せ株式消滅差損を計上したことによるものであります。
13. 第12期の経常損失及び当期純損失は、子会社の株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONNECTION）の子会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額の計上によるものであります。
14. 第13期の当期純損失は、投資有価証券評価損及び償却資産の減損損失を計上したことによるものであります。
15. 当社は、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月
1株当たり純資産額 (円)	63.39	62.54	48.41	28.47	48.66
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	3.56	△0.85	△14.34	△19.94	20.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)



## 2 【沿革】

2006年8月	キャッシュレスサービス事業を目的として、東京都品川区において株式会社レピカ（資本金1,000万円）を設立、「レピカシステム（現 point+plus）」サービスを開始
2007年4月	本社を東京都港区に移転
2007年12月	メッセージングサービス事業「repicaメールソリューション（現 araraメッセージングソリューション）」の提供開始
2008年9月	プライバシーマーク認証取得（登録番号第10823049（06）号）
2010年10月	AR事業（注1）を目的とし、完全子会社としてアララ株式会社を設立
2012年1月	開発技術力の強化を目的とし、株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONCIERGE）の株式51%を取得し、子会社化
2013年8月	株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONCIERGE）の株式49%を取得し、完全子会社化
2013年10月	KLab株式会社よりメール配信システム「ACCELMAIL」とデータセキュリティサービス事業である個人情報検出ソフト「P-Pointer」の事業譲渡を受け、当社で提供を開始
2014年11月	キャッシュレスサービス事業の推進を目的とし、株式会社デンソーウェーブと協業契約を締結
2016年4月	完全子会社のアララ株式会社を吸収合併し、商号を株式会社レピカからアララ株式会社に変更
2018年4月	株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONCIERGE）の全株式を売却し、非子会社化
2020年9月	キャッシュレスサービス事業におけるチャージバックシステム（注2）の顧客店舗等への提供を目的として東芝テック株式会社と業務提携契約締結

(注) 1. ARとは、Augmented Realityの略で、一般的には拡張現実と訳され、実在する風景に、バーチャルの視覚情報を重ねて表示することで、目の前にある世界を仮想的に拡張することを指します。

2. チャージバックシステムとは、エンドユーザーが特定メーカーの商品を購入すると、当該メーカーの販売促進費を原資とした電子マネーが当該エンドユーザーに付与される当社システムを指します。

### 3【事業の内容】

#### 事業の概要

当社は、「アイデアとテクノロジーで革新的なサービスを提供し、便利で楽しい、みんながハッピーになる社会を創る。」というミッションのもと、子供の頃、憧れていた未来の姿、まだ見ぬ未来の姿を想像し、創造し、便利で楽しく、ドキドキ・ワクワクするサービスを提供していくために事業を展開しております。

当社は、B to B to Cを中心としたSaaS型（注1）販促ソリューションを提供しており、下記の4つの事業に区分されます。なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (a) 独自のハウス電子マネーやポイント（注2）を導入したい地域密着のスーパーマーケット等を顧客とした「キャッシュレスサービス事業」
- (b) 一時に大量の電子メールを送付したい航空会社、金融機関、eコマースサイト、地方公共団体等を顧客とした「メッセージングサービス事業」
- (c) 個人情報を適切に管理したい金融機関、情報通信事業者等を顧客とした「データセキュリティサービス事業」
- (d) 「その他の事業（ARサービス）」

(a)～(c)の3事業につきましては、顧客との契約が継続する限りにおいて、安定的に収益を獲得できるリカーリングビジネス（注3）であることが、収益構造上の特徴となっております。顧客との価値の共創を通じて、様々なITサービスを生み出し、進化させ、顧客にとって、長期的に使い続けたいサービスとなることが、ミッション達成の近道と考えております。

- (注) 1. SaaS型とは、Software as a Serviceの略で、提供者側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。
- 2. ハウス電子マネーやポイントとは、当社の顧客であるスーパーマーケット、小売店や飲食店等の店舗やeコマースサイトを展開する企業が、自社で発行する電子マネーやポイントを指します。
  - 3. リカーリングビジネスとは、1つの商品を販売して取引が完了する従来のビジネスモデルではなく、顧客と継続して取引を行うシステムを構築することで、繰り返し利益を得ることができるビジネスモデルを指します。

それぞれの事業内容は以下のとおりです。

#### ①「キャッシュレスサービス事業」

当社の顧客である店舗や企業向けに、エンドユーザーが利用するハウス電子マネーやポイントをSaaS型の「point+plus」にて提供しております。また、エンドユーザーのキャッシュレスサービス利用時に蓄積された履歴をもとに顧客がメッセージングサービスを活用し、エンドユーザーと最適なコミュニケーションを取ることができる統合型販促ソリューションサービスを展開しております。

当社の顧客が、「point+plus」を活用し、クレジットカードやいわゆる「○○Pay」等の他社運営の決済手段の導入とは異なり、顧客自らが電子マネーの決済事業者となることで、エンドユーザーが、電子マネーにチャージする際のインセンティブ付与や支払時のポイント付与等を自由に行うことができ、再来店客の増加、エンドユーザーの愛着及び信頼向上に繋げることができます。

また、「point+plus」の付加サービスとして、地域のスーパーマーケット等で、エンドユーザーがハウス電子マネーにて特定メーカーの商品を購入した情報を販売時点情報管理システムから即座に得ることで、そのエンドユーザーにメーカーの販売促進費を原資とした電子マネーを付与するチャージバックシステムを東芝テック株式会社と共同で開発しております。

< 「point+plus」主な利用例 >

業種	エンドユーザーのサービス利用シーン例	顧客のサービス利用目的
地域密着のスーパーマーケット	スーパーマーケットで小銭を使わず、支払いが可能のため、すぐに会計が済ませられる。さらに、スーパーマーケットのポイントも貯まる。	前受金獲得によるキャッシュ・フロー良化。レジ通過時間の短縮による時間当たりの売上増加。
飲食店	カフェで、コーヒーチケット代わりにハウス電子マネーが利用可能で、かつチャージ額に一定金額が上乗せされて利用することができる。  例：3,000円チャージで3,150円分が使える。店舗のキャンペーン情報等をメールで受信し、商品をハウス電子マネーで購入できる。	前受金獲得によるキャッシュ・フロー良化。再来店客の確保による安定した売上基盤の構築。情報発信による来店増で売上増加。

< 「point+plus」の主な機能 >

機能	機能概要
電子マネー機能	顧客自らが電子マネーの決済事業者となり、店舗でエンドユーザーが会員カードやスマートフォンを利用して電子マネーを使う事ができる機能です。エンドユーザーはウェブサイトやアプリ内のマイページで決済履歴や残高の確認が可能です。
ポイント機能	顧客自らがポイント発行者となり、エンドユーザーが購入した際にポイントを付与することで、リピーターの増加を期待する機能です。
販売促進機能	来店頻度、支払額情報等の履歴からハウス電子マネーやポイントを所有する対象のエンドユーザーを顧客が特定し、販売促進を目的としたプレミアムバリュー（注）やポイントを一括で提供する機能です。付与するタイミングは、チャージ時、決済時等が設定可能です。  エンドユーザーの直近来店日時、来店頻度、支払った金額等をもとに、ゴールドランク、シルバーランク等のランクづけを行い、ランクに応じてポイント付与率を変える等、優良なエンドユーザーを差別化することができる機能です。  顧客が定めた任意の日時・曜日にキャンペーンとして、エンドユーザーのチャージする電子マネー額に対してポイントを付与する機能です。キャンペーン対象とする店舗も任意で設置可能です。

（注）プレミアムバリューとは、エンドユーザーが所有するハウス電子マネー残高に、顧客が付与する上乗せ金額を指します。

a. 「キャッシュレスサービス事業」に関連する市場環境について

資金決済に関する法律が2010年4月に施行されて以降、前払式支払手段（注1）の登録及び届出發行者数は2011年3月末には1,806者でしたが、2019年3月末には1,918者（注2）となりました。特に、2019年3月末には、主にハウス電子マネーを発行する店舗や企業が分類される自家型前払式支払手段（注3）の届出数が、第三者型前払式支払手段（注4）の登録数を初めて上回っております。同期間における媒体別発行額の推移において、当社の「point+plus」も該当するサーバ型前払式支払手段（注5）の発行額が約5兆円から約7兆9千億円に増加しております。（注6）

- （注）
1. 前払式支払手段とは、あらかじめお金を払っておいて、買い物のときに決済する商品券やプリペイドカードを指します。
  2. 出典：一般社団法人資金決済業協会2019年11月掲載「第21回発行事業実態調査統計」
  3. 自家型前払式支払手段とは、自社が提供する商品等に利用可能な前払式の決済手段を提供するサービスをいいます。
  4. 第三者型前払式支払手段とは、発行者以外の店舗等で利用することが可能な前払いの決済サービスをいいます。
  5. サーバ型前払式支払手段とは、金額情報がエンドユーザーの手もとになく、発行者もしくは発行者がシステムを委託する企業のサーバで管理されている前払式支払手段のことを指します。

6. 出典：一般社団法人資金決済業協会2016年10月掲載「第18回発行事業実態調査統計」及び2019年11月掲載「第21回発行事業実態調査統計」

b. 「キャッシュレスサービス事業」の売上構成について

サービス提供に関わる基本的な売上は、リカーリングビジネスによる売上と一時的な売上によって構成されております。

リカーリングビジネスによる売上

- 月額利用料：ポイント機能や販売促進機能のサービス利用料
- 決済手数料：顧客ごとに定めた条件・料率及びハウス電子マネーの決済金額に応じた手数料

一時的な売上

- システム導入に係る初期費用並びにカード制作及びチャージ機等の物品販売

c. サービスの提供・販売方法について

サービス提供方法については、基本的に下記の2つのルートにて行っております。

- 顧客へサービスを直接提供・販売
- サービス提供のための顧客との契約締結及び顧客からの債権回収を行う代理店経由の提供・販売

②「メッセージングサービス事業」

適切なタイミングで、電子メールを一時に大量に配信したい企業・団体（主要顧客：運輸業、金融機関、情報通信業、地方公共団体等）を対象に、メッセージングサービスを提供する事業です。「キャッシュレスサービス事業」同様、主にSaaS型にてサービスの提供をしております。顧客にとって下記のような業務上不可欠な様々な情報配信ニーズにお応えしております。

<メッセージングサービス利用例>

業種	顧客のサービス利用目的
航空会社	予約情報に合わせ、搭乗口のお知らせ、搭乗口変更のお知らせ、運航状況に関するお知らせ等
証券会社	株式等の売買の約定通知
銀行	口座開設者を対象に金融サービスに関連する通知やセキュリティ喚起のお知らせ等
データマーケティング事業会社	データマーケティングツールの分析結果に合わせ、自動的に適切な対象者へ情報を配信
eコマースサイト事業会社	注文完了メールの自動配信
地方自治体	河川や土砂災害の危険情報を配信

<メッセージングサービスの主な機能>

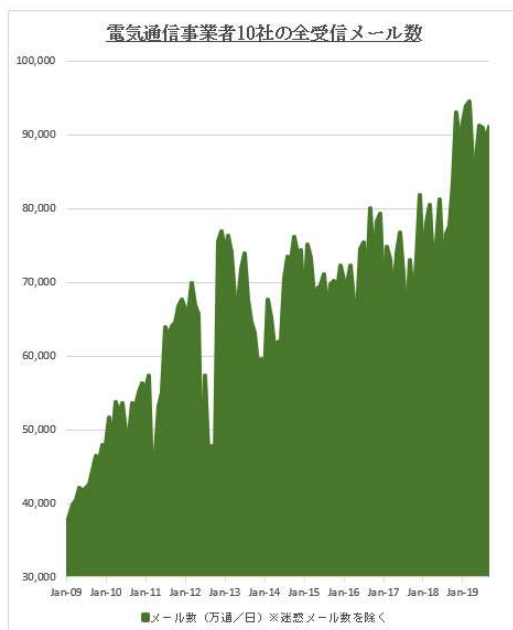
機能	機能概要
replica auto-mail	基幹システム等の外部システムと自動連携したメール配信をAPI（注1）で実現する機能です。
replica editor	ターゲティングメール配信からメール配信後の効果測定まで行うことが可能な、集客につながるメールマーケティング機能です。文字色の調整や画像・動画を差し込めるHTMLメールを手軽に作成できる機能です。
replica sender	メールの遅延解消及び配信エラー率を低減（注2）し、メール配信を実現できます。

本サービスは、1つのパッケージではなく、メール配信自動連携API「replica auto-mail」、メール配信管理システム「replica editor」及び高速メール配信エンジン「replica sender」の3つのパーツで構成されており、顧客ニーズによって、組み合わせはもちろん、それぞれ単独での使用も可能となっております。メールを配信するシステムとして、様々な顧客のサービスやシステムと連携し、業務フローに組み込まれ、人の手を介さず、自動的にメール配信を行っているケースもあります。

- （注）1. APIとは、あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータ等を、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式等を定めた仕様のことを指します。
2. エラー率を低減とは、不達としてエラー検知される割合が、全送信数の3%以下となることと定義しております。

a. メールの市場ニーズについて

総務省提供「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合（2020年3月時点）」によりますと、迷惑メールを除いた受信数は、継続的に増加しております。



出典：総務省発表「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合（2020年3月時点）」を基礎に当社作成

b. 「メッセージングサービス事業」の売上構成について

サービス提供に関わる基本的な売上は、リカーリングビジネスによる売上と一時的な売上によって構成されています。

リカーリングビジネスによる売上

●SaaS型：重複を除いたメールアドレス数に応じた月額固定のサービス利用料

●オンプレミス型（注）：年間ライセンス料

（注）オンプレミス型とは、サーバやソフトウェア等の情報システムを顧客が管理する設備内に設置し、運用することを指します。

一時的な売上

●システム導入に係る初期費用

c. サービスの提供・販売方法について

サービス提供方法については、基本的に下記の3つのルートにて行っております。

●顧客へサービスを直接提供・販売

●サービス提供のための顧客との契約締結及び顧客からの債権回収を行う代理店経由の提供・販売

●サービス連携パートナー経由の提供・販売（注）

（注）「メッセージングサービス事業」の場合、当社サービスとサービス連携パートナーが提供するマーケティングツール等を統合し、顧客へ提供している販売手法を指します。

### ③ 「データセキュリティサービス事業」

当社が提供する「P-Pointer File Security」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、顧客がデータの適切な管理を実現することを目的としており、顧客のPC、ファイルサーバ内にインストールし、個人情報等の検出、適切な保管場所への移動、削除等の適切な管理を顧客自らが行います。主に、金融機関や個人情報を多く取り扱う情報通信事業者、サービス事業者等が、当社の顧客であります。

#### < 「P-Pointer File Security」の主な機能 >

機能	機能概要
個人情報検出機能	検出の基準となる人名、電話番号、マイナンバー等の辞書をもとに個人情報を検出する機能です。
ユーザー定義辞書	業界特有の機密情報名等のキーワードや数列をユーザーが自由に登録できる辞書です。
除外辞書	人名を含む社名や本社住所等特定の単語を検出から除外して検索精度を向上させるホワイトリスト辞書です。
対処機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手動移動、手動削除 検出した個人情報ファイルを従業員専用UI（注）で確認し、特定の場所に移動や削除を行うことができます。</li> <li>・自動移動、自動削除 検出した個人情報ファイルを、自動であらかじめ顧客の個人情報管理者が指定した場所に移動する、あるいは自動削除することができます。</li> <li>・自動コマンド実行機能 個人情報ファイルが検出されたことをトリガーに、指定されたコマンド(バッチファイル等)を実行します。</li> </ul>

(注) UIとは、User Interfaceの略で、エンドユーザーが情報端末とやり取りをする際の入力や表示方法等の仕組みを指します。

#### a. 「データセキュリティサービス事業」の売上構成について

サービス提供に関わる基本的な料金の仕組みは、オンプレミス型の年間ライセンス料によるリカーリング売上のみとなっております。

#### b. サービスの提供・販売方法について

サービス提供方法については、基本的に下記の3つのルートにて行っております。

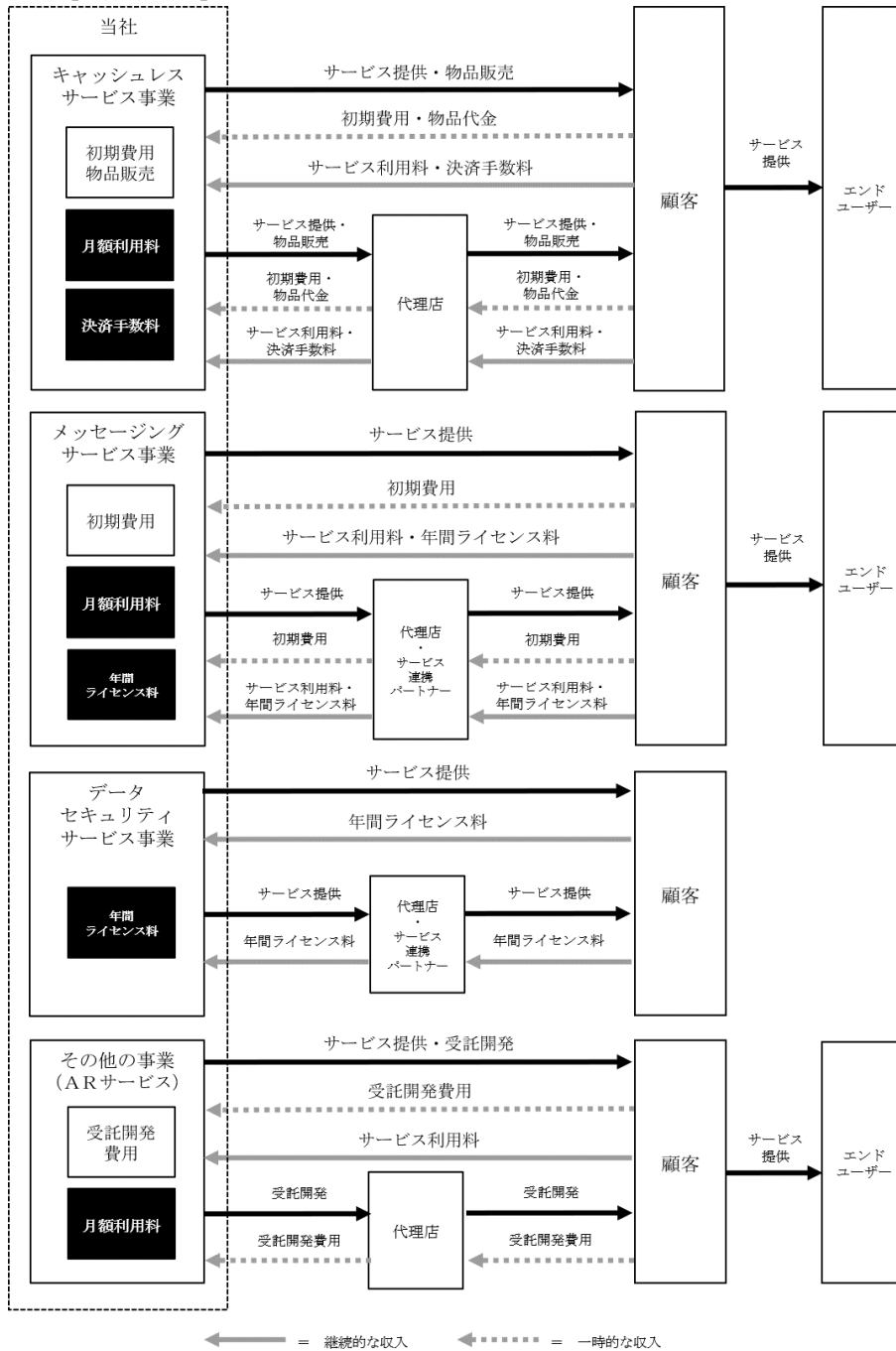
- 顧客へサービスを直接提供・販売
- サービス提供のための顧客との契約締結及び顧客からの債権回収を行う代理店経由の提供・販売
- サービス連携パートナー経由の提供・販売（注）

(注) 「データセキュリティサービス事業」の場合、当社サービスとサービス連携パートナーが提供するIT資産管理システム等を統合し顧客へ提供している販売手法を指します。

### ④ 「その他の事業（ARサービス）」

「その他の事業」では、ARサービスを行っております。ARの活用方法は幅広く、図鑑等の書籍や、新聞、チラシ、ポスター等に、音や映像といったデジタルの付加価値をつける際に活用されております。当社では、スマートフォンARアプリ「ARAPPLI」のサービス提供及び米国Facebook社が運営する「Facebook」や「Instagram」上で動作するカメラエフェクト「Spark AR」のコンテンツ制作を受託開発として行っております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。



## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
84 (11)	33.3	3.8	5,593

セグメントの名称	従業員数（人）
キャッシュレスサービス事業	26 (3)
メッセージングサービス事業	29 (4)
データセキュリティサービス事業	10 (1)
その他の事業（ARサービス）	4 (-)
報告セグメント計	69 (8)
全社（共通）	15 (3)
合計	84 (11)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び業務委託を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は「アイデアとテクノロジーで革新的なサービスを提供し、便利で楽しい、みんながハッピーになる社会を創る。」というミッションを掲げております。当社は全ての人々の幸せな未来の生活を想像し、アイデアとテクノロジーでサービスを創造し、提供することで社会的課題を解決し、みんながハッピーでいられる社会を実現してまいります。当社は、このミッションに基づく事業活動が社会に貢献し、ひいては企業価値の最大化につながると考えております。

#### (2) 経営戦略等

当社は、「メッセージングサービス事業」と「データセキュリティサービス事業」を安定成長事業として収益の基盤をつくり、「キャッシュレスサービス事業」を高成長事業として中長期的な収益拡大を目指す方針であります。

各事業におきまして、顧客との年間契約に基づきサービスを提供しており、月額利用料、決済額に応じた手数料、その両方もしくは年間ライセンス料というリカーリングビジネスによる継続的な売上高を得ることを最重要の戦略と位置付けております。これらの収益が占める割合は、2020年8月期で全売上の約87.3%で、その他12.7%は、初期費用、物品販売、受託開発等で構成されております。

当社のリカーリングビジネスの拡大のために、以下の開発を計画しております。

- ①より大規模なビジネスに対応できるよう、データ処理能力の向上及び原価低減を目的としたパブリッククラウドサーバ（注）を活用したSaaS型サービスへ完全移行するための開発
- ②サービス連携パートナー等の他社システムとの連携を容易にし、長期的に顧客がサービスを利用できるような多種多様なAPIの開発
- ③効率的な市場シェア拡大を目指したウェブ等による受発注システムの開発
- ④チャージバック等のサービスラインナップ拡充のための開発

2020年8月期から中期経営計画のビジョン「キャッシュレスの、その先へ」を全従業員で共有し、リカーリングビジネスの中でも、特に「キャッシュレスサービス事業に経営資源を集中し拡大を図っております。上記開発提供により、小規模な個店向けに即日サービス提供が可能となり、また月間数千億円規模の決済を伴う大型案件にも対応できるようにすることで、業績の拡大を計画しております。

（注）パブリッククラウドサーバとは、広く一般のユーザーや企業向けにクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービスのことを指します。サーバや通信回線等を調達・所有する必要がなくなり、クラウド事業者が提供する仮想化されたサーバやネットワーク等のクラウドリソースを必要とときに、必要な分だけ利用することができます。スケールアウトやスケールインを自由自在にリアルタイムで変更できる利点があり、急なアクセス増や会員数の増減にあわせて最適なITリソースを確保することが可能です。

#### (3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

各事業の目標達成状況を判断するための客観的な指標は下記の通りであります。

事業	客観的な指標
キャッシュレスサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約率：当月に解約となった顧客数÷月初の顧客数×100</li> <li>・ハウス電子マネー決済額：店舗等でエンドユーザーが支払った金額</li> <li>・顧客数：当社のサービスを利用する顧客社数</li> <li>・エンドユーザー数：当社がデータベースとして管理する、エンドユーザーが保有する店舗の会員カード等に付されたIDの累計数</li> </ul>
メッセージングサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約率：当月に解約となったリカーリング売上÷月初のリカーリング売上×100</li> <li>・解約顧客の平均利用期間：各年度に解約となった顧客を対象とし、契約開始月から解約月までの月数の平均値</li> </ul>
データセキュリティサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約率：当月に解約となったリカーリング売上÷月初のリカーリング売上×100</li> <li>・解約顧客の平均利用期間：各年度に解約となった顧客を対象とし、契約開始月から解約月までの月数の平均値</li> </ul>

#### (4) 経営環境

高成長事業として位置付けております「キャッシュレスサービス事業」に関連する「国内プリペイド決済市場予測」（注1）は、2019年は11兆7,958億円、2025年には、20兆1,865億円市場に成長すると予測されております。当社の「point+plus」が属するサーバ型前払式支払手段は、今後「Felica」（注2）等に代表される非接触IC電子マネーよりも成長し、2025年に向けて2019年比229.1%の成長が見込まれ、全プリペイド決済額の56.3%にあたる11兆3,589億円になると予想されております。

また経済産業省は、2025年までにキャッシュレス決済比率を40%程度とし、将来的には世界最高水準の80%を目指す（注3）としております。

安定成長事業として位置付けております「メッセージングサービス事業」に関連する国内メール送信市場は、2018年度は7.4%増、2019年度も7.7%増と安定した成長となっております（注4）。当社の「メッセージングサービス事業」にとって主要市場の一つがDMP市場（注5）であり、2019年度の市場規模は109億円であります。大半のベンダーが成長を継続しており、前年度比28.2%増が見込まれます。2023年度の市場規模は230億円に達すると予測されております。

「データセキュリティサービス事業」は、2019年は大規模なサイバーセキュリティ事件がなく、市場が穏やかであったため、市場の成長率は4.5%の伸びと予測されております（注6）。企業における個人情報情報は、改正個人情報保護法、JIS Q 15001 2017（新JIS）、改正割賦販売法、PCI DSS（注7）等の新たに制定された法律、規格や基準により厳格な管理を求められており、今後も底堅いニーズがあると考えられております。

なお、新型コロナウイルス感染症が当社の経営環境に与える影響は、現時点では限定的なものではありますが、継続して注視してまいります。「キャッシュレスサービス事業」は、主に新型コロナウイルス感染症による業績への影響が限定的であった地域密着型のスーパーマーケット等へサービスを提供しており、年間契約による「メッセージングサービス事業」は月額利用料及び年間ライセンス料、「データセキュリティサービス事業」は年間ライセンス料にて提供していることから、足元での主力事業の業績への影響は軽微な状況であります。

- （注） 1. 出典：2019年9月株式会社インフキュリオン カード・ウェブ編集部発行「電子決済総覧2019-2020」  
2. 「Felica」とは、ソニー株式会社（現 ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社）が開発した非接触型ICカードの技術方式、及び同社の登録商標です。交通系電子マネーやコンビニエンスストア等が発行する電子マネー等で利用されております。  
3. 出典：2018年経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」  
4. 出典：2020年2月株式会社アイ・ティ・アール発行「メール/Web マーケティング市場2020」  
5. DMPとは、Data Management Platformの略であり、自社で取得したお問い合わせのデータや外部ツールで取得したウェブサイト内での行動履歴等の情報をもとに、特定のターゲット客へ広告配信をしたり、レポート購入を狙ったキャンペーンメールを配信したりするためのシステムを指します。  
6. 出典：2019年8月特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 「国内情報セキュリティ市場2018年度調査報告」  
7. PCI DSSとは、Payment Card Industry Security Standards Councilの略で、世界的に統一されたクレジットカード情報保護のためのセキュリティ対策フレームワークを指します。

#### (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

##### ①成長サービスにおける新たなビジネスモデルによる業績拡大

「キャッシュレスサービス事業」は、今後も市場規模が拡大すると予測されており、大手企業の参入等による競争激化が見込まれます。そのような環境においても当社が継続的に業績を拡大するために、ハウス電子マネーの強みを活かしたビジネスの多様化を検討しております。例えば、電子ギフトで、電子マネーの入金額・利用額が増え、新たな手数料収入を得たり、エンドユーザーがハウス電子マネーを利用して特定メーカーの商品を購入すると、当該メーカーから電子マネーが付与され、当社は当該メーカーから手数料を得ることができるチャージバックシステムの開発を業務提携先である東芝テック株式会社と推進する等、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討し、業績の拡大を図ってまいります。

##### ②優秀な人材の確保

当社の収益の源泉は、サービスの企画・設計を行う企画力であり、その企画を最新のテクノロジーで具現化する開発力及び保守運用力です。サービスの企画・設計を全て正社員で行っており、その開発を担当する人員の正社員の割合は90%以上であります。これらサービスの企画、開発、保守、運用を担当する正社員の全正社員に占める割合は約47.6%（2020年8月末現在）であります。これを維持・発展させるためには、当社のミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。高度な企画力、開発力及び運用力を持つ

優秀な人材を積極的に採用し、人材の定着率を高めるために、従業員にとって働きやすい環境づくりに取り組んでおります。具体的には、自席だけでなく、開放感のあるオープンスペースでの執務環境の提供や従業員の自主性を尊重したコアタイムの無いフルフレックスタイムを採用することで、柔軟な働き方を支援しております。

#### ③営業力の強化及び拡大

自社の営業力だけでなく、代理店やサービス連携パートナー企業等を活用した営業力の更なる強化が必要と考えております。加えて、当社が提供するウェブを活用したサービス提供も予定しており、顧客のサービス利用開始までの期間を短縮し、効率の良い販売及びサービス提供による売上の拡大にも努めてまいります。

#### ④システムの安定性の確保

当社は、インターネットを利用して顧客にサービスを提供しているため、システムの安定稼働が必要不可欠です。このため、顧客の増加に合わせたサーバの処理能力を増強する施策を継続的に実施し、システムの安定性の確保に努めてまいります。また、パブリッククラウドサーバの利用を積極的に推進することで、データ量の増加にもフレキシブルな対応が可能となり、ディザスタリカバリー（注）による安全性も担保しやすくなります。

（注）ディザスタリカバリーとは、地震や津波等の天災や、テロ、不正侵入等によりシステムが壊滅的な状況になった際に効率的、かつダウンタイムを最小限にして復旧・修復すること、また、その災害に備えたシステムや体制を指します。

#### ⑤個人情報管理体制の強化

GDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）等による世界的な個人情報管理の規制強化を背景に、個人情報を保有する法人の情報管理の実効性強化が求められております。当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを2008年8月に取得する等、個人情報保護に努めておりますが、更に今後は、「キャッシュレスサービス事業」の拡大に合わせて、PCI DSSに準拠したシステム開発を行い、セキュリティ基準の認定取得を計画しております。

#### ⑥内部管理体制の強化

当社は、今後もさらなる業容拡大を図るため、成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、内部管理体制を充実させるために、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化に努めております。

#### ⑦従業員教育等の支援強化

個々の従業員がミッションやビジョンを理解し、委譲された権限を適切に執行し、あらゆる製造原価、販売管理費の投資対効果を最大化させることができるよう、継続した従業員教育を行っております。一人ひとりが、新しい事業を生み出し、さらには起業できるような人材を社会に輩出できるようにすることが、当社の収益拡大につながると考えております。その他にも、外部の優秀な人材及び企業との交流を促進するために、当社のオフィススペースを活用した従業員による自主的なイベントの開催等を支援しております。その成果の一例としては、社外との交流イベント等を通じ、社員のブロックチェーン技術の知識が向上したことで個人間コイン流通サービスの開発につながり、実証実験の実施にまでこぎつけた事例等があげられます。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業及び財務、経理の状況等に影響を及ぼす事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討していただく必要があります。

なお、記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しており、実際の結果と異なる可能性があります。

### (1) 事業環境に関するリスクについて

#### ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響

当社の「キャッシュレスサービス事業」の主な顧客は、生活維持に欠かせない地域密着のスーパーマーケットであります。新型コロナウイルス感染症拡大の中でもスーパーマーケット業界全体の業績は2019年対比で伸長し

(注)、当社が取り扱うハウス電子マネー決済額も同様に伸長してまいりました。「メッセージングサービス事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、顧客はエンドユーザーとの関係性維持・強化のために情報発信のためのメール送信を継続したことから、当社業績への大きな影響は発生しておりません。「データセキュリティサービス事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大下の中で、主に金融機関との商談に一部遅れが発生いたしました。「その他の事業」におきましては、計画されておりました各種イベントで利用される予定のARサービスが、イベント中止に伴いサービスの提供が中止となりました。現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の業績全体への影響は限定的で、債権の未回収につながるような事案はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、経済活動全体が停滞し、当社顧客の業績が悪化した場合には、当社の事業活動に支障をきたすおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお当社では不測の事態に備え、2020年5月18日取締役会決議に基づき、株式会社みずほ銀行より1億円の借入を実行しておりますが、現時点で十分な現預金を保有しており、返済が滞るような状況にはありません。

また、当社では従業員の新型コロナウイルス感染症罹患を避けるために在宅勤務を推奨し、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めております。今後も感染の状況を注視しながら事業を継続してまいりますが、当社において従業員等に大規模な感染が発生した場合、当社の事業活動に支障をきたすおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 出典：一般社団法人日本スーパーマーケット協会マンスリーレポート推移

#### ②インターネットの利用環境について

当社の事業の多くは、インターネット関連事業であり、インターネットの利用環境の安定性・継続性は当社の事業の基本的な条件です。今後、インターネットの利用に関する新たな規制の導入や技術的障害の発生、その他予期せぬ要因により、インターネットの利用環境が変化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③SaaS型サービスへの依存について

当社では「キャッシュレスサービス事業」及び「メッセージングサービス事業」において、ソフトウェアやアプリケーションをインターネット経由で提供する、SaaS型サービスを提供しております。

当社では顧客のニーズに合ったSaaS型サービスの継続開発を行うことで優位性を高めております。しかしながらSaaS型サービスの新規参入の技術的な障壁は必ずしも高いとは言えず、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社により類似したサービスが開発され、価格競争が激化した場合や、より画期的なコンセプトをもった商品、サービスが市場に出現した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④技術革新への対応について

当社が各種サービスを提供するインターネット業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており、変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素をITエンジニアに習得させておりますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社が提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。

また、新技術への対応のため、予定していないシステムへの投資が必要となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを回避するためにITエンジニアの通年採用、資格取得補助等を実施し、リスクの低減を図っております。

#### ⑤システムトラブルについて

当社の「キャッシュレスサービス事業」と「メッセージングサービス事業」では、データセンター内のクラウド環境及び通信ネットワークの保守・運用・管理を外部に依存しております。安定的なサービス提供のため、複数のサーバによる負荷分散、設備の増強や定期的なバックアップの実施等を図り、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。加えて、障害が発生した場合を想定した定期的な防災訓練の実施、アクセスログチェック機能やソフトウェア障害を即時にスタッフに通知する仕組み、顧客が閲覧できる障害掲示板の提供を行っております。また、外部からの不正アクセスの回避等を行っておりますが、以下のようなシステム障害が発生した場合には、信用失墜や損害賠償による損失が生じる等、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

- a) サービス提供を行っているコンピュータシステムへの急激なアクセスの増加や、電力供給の停止等の予測不可能な要因によって当該コンピュータシステム及び周辺システムがダウンした場合。
- b) コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合。
- c) 従業員の過誤等によって、当社の提供サービスのプログラムが書き換えられたり、重要なデータが削除される等した場合。

このようなリスクをできる限り回避し、リスクの低減を図るため、パブリッククラウドへの完全移行のための開発を推進しております。

#### ⑥キャッシュレスの市場拡大について

2018年経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」のとおり政府としてキャッシュレス市場拡大を推進しておりますが、景気悪化のほか紛争、事件、事故、災害、異常気象、感染症のまん延、法規制の変更等の要因により、キャッシュレス市場の低迷やキャッシュレスサービス事業者又はその顧客の事業の見直しの必要が生じた場合には、高成長事業と位置付けております「キャッシュレスサービス事業」の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、「キャッシュレスサービス事業」は、経済環境の変化及び雇用情勢の悪化に起因する個人消費低迷の影響を受けません。消費税増税、所得税率の引上げ及び社会保険料の負担増等のほか、上記の経済環境悪化要因によって、個人の消費に対する抑制心理が働いた場合、ハウス電子マネー決済額の減少により、当社の「キャッシュレスサービス事業」の業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦主要な事業活動の前提となる事項について

当社は、「メッセージングサービス事業」において、総務省に対し電気通信事業法に基づく届出電気通信事業者（旧一般第二種電気通信事業者）の届出（届出番号 A-30-16777）を行い、他人の通信の媒介を行っております。これにより当社には、通信の秘密の確保等の義務が課せられております。当該届出には有効期間の定めはなく、取消の事由もありませんが、通信の秘密の確保に支障があると認められる場合等に、総務省より業務改善命令を受け、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、現在のところ、電気通信事業に係る規制の強化等が行われるという認識はありませんが、社会情勢の変化等により規制の強化等が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧法的規制について

当社の「キャッシュレスサービス事業」を利用する顧客は、資金決済に関する法律に準拠し、ハウス電子マネーやポイントをエンドユーザーへ提供しております。現在のところ、同法による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、社会情勢の変化等により、規制の強化等が行われ、顧客が同法に対応するための負担が増加した場合、顧客が引き続きハウス電子マネーを提供することへの萎縮効果を招き、結果として当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

当社の「メッセージングサービス事業」においては、現時点で事業の大きな阻害要因となる法的規制はありませんが、電気通信事業法、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律が施行される等、インターネットに関する法整備が進んでおり、今後新たに関連業者を対象とした法的規制等が制定された場合、当社の業務が一部制約を受け、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の顧客の電子メール配信行為は、特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等、様々な法的規制等の影響を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社の顧客が適切な対応を行わなかった場合及び当社が顧客に対し適切な対応を怠った場合は、顧客の業績が悪化する可能性があります。このような事態となった場合には、間接的に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨自然災害等について

当社では、自然災害に備え、各事業において顧客の情報資産が格納されるデータセンターを分けて管理することでリスクを分散させております。ただし、データセンターやその周辺ネットワーク設備等に被害を及ぼす災害、事故等が発生し情報資産の消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業の運営に関するリスクについて

#### ①特定のサービスへの依存について

当社には、「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」及び「データセキュリティサービス事業」という3つの主力サービス事業があります。「キャッシュレスサービス事業」の成長により、「メッセージングサービス事業」に対する売上面の依存度は低下傾向にあるものの、利益面では依然として依存度が高い状態にあります。今後、競合サービスとの競争激化により「メッセージングサービス事業」の利益が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②サービス等の不具合によるリスクについて

高度化したソフトウェアの瑕疵を完全に解消することは一般的に不可能と言われております。当社が開発し、提供するアプリケーション、ソフトウェアやシステムにおいても、瑕疵が内包する可能性があります。今後も信頼度の高い開発体制を維持・構築してまいります。当社事業の運用に支障をきたす致命的な瑕疵が発見され、その不具合を適切に解決できない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③知的財産権の管理について

当社は事業活動を行うにあたり、第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合、当社への損害賠償請求やロイヤリティの支払要求、使用差止請求等が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の事業に関連する特許、商標に関しては当社の権利保護のため、適宜出願申請しておりますが、権利の取得ができない可能性があるほか、第三者によって当社の保有する特許や商標を侵害される可能性もあります。こうした場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④情報管理体制について

当社は、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針を定めると共に、プライバシーマークを取得し、情報資産を適切に管理、保護しておりますが、このような対策にもかかわらず、重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤人材の採用・育成について

今後の業容拡大を図る中で、各事業において、専門性を有する人材の採用・育成は不可欠です。そのため人材の採用・育成を継続的に行っております。今後、各事業において人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や、在籍している人材が大量に社外流出した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥特定の人物への依存について

代表取締役社長である岩井陽介は、経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業推進において重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役間の相互の情報共有や本部制導入による経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、現状では当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦代理店及びサービス連携パートナーとの関係について

当社では、代理店及びサービス連携パートナーを活用した顧客への各サービス販売力の強化を図っておりますが、代理店及びサービス連携パートナーの事業展開等により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また多くの顧客と契約を締結している代理店及びサービス連携パートナーとの契約が終了した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) その他のリスクについて

#### ①訴訟について

当社は、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、事業を展開する中で、当社が提供するサービスの不備、情報漏洩等の何かしらの問題が生じた場合、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合、当該訴訟に対する防衛のために費用と時間を要する可能性があるほか、当社の社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②ソフトウェア資産の減損について

当社は今後の業容拡大を図るため、継続的にソフトウェアの設計・開発に向けた投資を行っております。各事業の実績が事業計画を大きく下回り、期末時点での業績見通しから、当該ソフトウェアの資産価値が著しく低下したと判断した場合には、減損損失を計上しております。このような状況になった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③資金使途について

新規株式上場時に計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、クラウド環境に最適化したシステム開発に必要な優秀な人材の採用や業務委託費、今後開発予定の新サービスのマーケティング費用、顧客向けウェブ受発注システム、及び業務効率アップのための全社横断的な統合管理システム等への投資に充当する予定であります。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定通り資金を投入したとしても、想定通りの投資効果を上げられない可能性があります。

また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

#### ④新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後においても新株予約権を活用したインセンティブプランを活用していく方針であります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお本書提出日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は779,300株であり、発行済株式総数5,744,300株の13.6%に相当しております。

#### ⑤税務上の繰越欠損金について

2019年8月期末は、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることになり、当社の業績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却について

本書提出日現在における当社発行済株式数は5,744,300株であり、このうち1,110,000株（所有割合19.3%）をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という）が所有しております。当社の株式公開後において、当社株式の株価推移によってはベンチャーキャピタル等が当社株式を売却する可能性があります。その場合、短期的に株式の需給バランスが悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### ①財政状態

第14期事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

##### (資産)

当事業年度末における総資産は555,554千円（前事業年度末から125,072千円の増加）となりました。

このうち、流動資産は383,264千円（前事業年度末から69,956千円の増加）となりました。これは主として、現金及び預金が39,789千円、受取手形及び売掛金が27,654千円、仕掛品が4,487千円それぞれ増加したことによるものです。

固定資産は172,289千円（前事業年度末から55,115千円の増加）となりました。これは主として、ソフトウェアが25,588千円、敷金が11,344千円、繰延税金資産が28,099千円それぞれ増加し、建物（純額）が3,578千円、工具、器具及び備品（純額）が3,864千円それぞれ減少し、のれんの償却を6,400千円計上したことによるものです。

##### (負債)

当事業年度末における負債は278,895千円（前事業年度末から10,280千円の増加）となりました。

このうち、流動負債は272,759千円（前事業年度末から28,501千円の増加）となりました。これは主として、短期借入金が15,000千円、1年内返済予定の長期借入金が9,753千円、前受金が11,990千円それぞれ減少し、買掛金が6,367千円、未払金が21,799千円、未払費用が15,360千円、未払法人税等が13,187千円、預り金が6,215千円それぞれ増加したことによるものです。

固定負債は6,136千円（前事業年度末から18,221千円の減少）となりました。これは、長期借入金が18,221千円減少したことによるものです。

##### (純資産)

当事業年度末における純資産は276,658千円（前事業年度末から114,791千円の増加）となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が114,791千円増加したことによるものです。

第15期第3四半期累計期間（自 2019年9月1日 至 2020年5月31日）

##### (資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は607,462千円となり、前事業年度末に比べ51,908千円増加いたしました。

このうち、流動資産は427,765千円（前事業年度末から44,500千円の増加）となりました。これは主として、現金及び預金が43,824千円、受取手形及び売掛金が3,981千円、前払費用が1,591千円それぞれ増加し、仕掛品が4,487千円減少したことによるものです。

固定資産は179,697千円（前事業年度末から7,407千円の増加）となりました。これは主として、ソフトウェアが9,056千円、保険積立金が1,493千円それぞれ増加し、建物（純額）が2,522千円、長期貸付金が3,400千円、貸倒引当金が3,275千円それぞれ減少したことによるものです。

##### (負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は239,545千円となり、前事業年度末に比べ39,349千円減少いたしました。

このうち、流動負債は239,545千円（前事業年度末から33,213千円の減少）となりました。これは主として、未払消費税等が14,284千円、前受金が14,824千円それぞれ増加し、買掛金が10,578千円、1年内返済予定の長期借入金が19,611千円、未払金が18,531千円、未払法人税等が7,493千円それぞれ減少したことによるものです。

固定負債はなし（前事業年度末から6,136千円の減少）となりました。これは、長期借入金が6,136千円減少したことによるものです。

##### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は367,917千円（前事業年度末から91,258千円増加）となりました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が91,258千円増加したことによるものです。

## ②経営成績の状況

第14期事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

当事業年度における我が国経済は、堅調を維持する企業収益や設備投資の増加基調と雇用情勢及び雇用所得環境の改善や個人消費の持ち直し等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、米国の通商政策による米中貿易摩擦や中国経済の減速懸念、英国のEU離脱問題等の海外経済の不確実性から先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は「キャッシュレスサービス事業」において、2018年4月に経済産業省から公表された「キャッシュレス・ビジョン」実現の一端を担うべく、既存サービスであるハウス電子マネーによる前払式支払手段の導入企業獲得を推進しております。また、「キャッシュレスサービス事業」における決済金額、顧客数は、経済産業省主導で2019年10月1日に開始されたキャッシュレス・消費者還元事業を背景に順調に増加しました。

「メッセージングサービス事業」では、メールを利用した情報配信は、成長を続けており、株式会社アイ・ティ・アール（本社：東京都新宿区、代表取締役：三浦元裕）が2020年2月に発行した市場調査レポート「メール／Webマーケティング市場2020」によりますと、2018年度国内メール送信市場は前年比7.4%増の堅調な伸び、2019年度も同7.7%増と安定した伸びを示しております。当社におきましては特にデータマーケティングや緊急速報等での利用が増加傾向にあります。

「データセキュリティサービス事業」では、近年ビッグデータの活用により、個人に紐づくデータの重要度が増しており、その利活用に注目が集まる一方で、GDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）に代表される世界的な個人情報取扱いの厳格化が進んでおり、その対応策の一つとして個人情報検出システムを提案し、新規顧客の獲得に注力しております。

「その他の事業」のARサービスでは、米国Facebook社がAR技術に対して積極的に投資を続けており、当社はFacebook社との関係を強化し、商品価値及び認知向上のツールとしてのAR技術の活用を提案しております。

その結果、当事業年度の売上高は1,042,777千円（前事業年度は1,027,878千円）、営業利益は105,906千円（前事業年度は1,818千円）、経常利益は111,841千円（前事業年度は13,177千円）、当期純利益は114,791千円（前事業年度は113,337千円の当期純損失）となりました。

第15期第3四半期累計期間（自 2019年9月1日 至 2020年5月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、前年度に引き続き、米中貿易摩擦、中国欧州の景気減速に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の低迷により、先行きが不透明な状況となっております。

このような経済状況のもと、当社は「キャッシュレスサービス事業」において、2018年4月に経済産業省から公表された「キャッシュレス・ビジョン」実現の一端を担うべく、既存サービスであるハウス電子マネーによる前払式支払手段の導入企業獲得を推進しております。また、「キャッシュレスサービス事業」における決済金額、顧客数は、経済産業省主導で2019年10月1日に開始されたキャッシュレス・消費者還元事業を背景に順調に増加しました。

「メッセージングサービス事業」では、メールを利用した情報配信は、引き続き成長を続けております。総務省公表の「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合（2020年3月末時点）」によりますと、受信メール数（迷惑メールを除く）は、2019年は1日あたり平均約905百万通であり、対前年約114.2%で推移しております（注）。当社におきましては、特にデータマーケティングや緊急速報等での利用が増加傾向にあります。

「データセキュリティサービス事業」では、近年ビッグデータの活用により、個人に紐づくデータの重要度が増しており、その利活用に注目が集まる一方で、GDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）に代表される世界的な個人情報取扱いの厳格化が進んでおり、その対応策の一つとして個人情報検出システムを提案し、新規顧客の獲得に注力しております。

「その他の事業」のARサービスでは、米国Facebook社がAR技術に対して積極的に投資を続けており、当社はFacebook社との関係を強化し、商品価値及び認知向上のツールとしてのAR技術の活用を提案しております。

その結果、第3四半期累計期間の売上高は898,816千円、営業利益は98,558千円、経常利益は104,464千円、四半期純利益は91,258千円となりました。

（注）総務省「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合（2020年3月時点）」の数値をもとに当社が算出いたしました。

③キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は252,132千円（前年同期比18.7%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは145,973千円の獲得（前年同期比62.2%増）となりました。これは、主に税引前当期純利益の計上99,736千円、減価償却費26,276千円、のれん償却額6,400千円、減損損失12,105千円、仕入債務の増加額6,367千円、未払金の増加額21,394千円、売上債権の増加額27,654千円及び前受金の減少額11,990千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは63,210千円の使用（前年同期比26.3%増）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出2,179千円、無形固定資産の取得による支出53,291千円、敷金及び保証金の差入による支出11,995千円及び貸付金の回収による収入6,139千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは42,974千円の使用（前年同期比16.6%増）となりました。これは、短期借入金の純減少額15,000千円及び長期借入金の返済による支出27,974千円によるものです。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社が提供するサービスの性質上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	前年同期比 (%)
キャッシュレスサービス事業 (千円)	322,879	107.4
メッセージングサービス事業 (千円)	525,880	107.4
データセキュリティサービス事業 (千円)	140,165	92.3
その他の事業 (ARサービス) (千円)	53,851	62.8
合計 (千円)	1,042,777	101.4

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりましては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれております。これらの見積りにつきましては、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、不確実性を伴うため、実際の結果はこれらとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

## ②経営成績の分析

第14期事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

### a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ14,899千円増加し、1,042,777千円（前年同期比1.4%増）となりました。これは主に「メッセージングサービス事業」の売上増加によるものであります。

### b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ61,975千円減少し、395,688千円（前年同期比13.5%減）となりました。これは主に業務の内製化を推進し、業務委託費を削減したことによるものであります。この結果、売上総利益は、前事業年度に比べ76,874千円増加し、647,089千円（前年同期比13.5%増）となりました。

### c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度から27,213千円減少し、541,183千円（前年同期比4.8%減）となりました。これは主にのれんの償却が終了し、のれん償却費が減少したことによるものであります。この結果、営業利益は、前事業年度に比べ104,088千円増加し、105,906千円（前事業年度は1,818千円）となりました。

### d. 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は8,591千円となりました。これは主に株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONCIERGE）からの貸付金返済に伴う、貸倒引当金戻入額の計上によるものであります。一方、営業外費用は2,656千円となりました。この結果、経常利益は、前事業年度から98,663千円増加し、111,841千円（前事業年度は13,177千円）となりました。

### e. 特別損益、当期純利益

当事業年度において、減損損失12,105千円を計上したことにより税引前当期純利益は99,736千円（前事業年度は112,807千円の税引前当期純損失）となりました。また、法人税、住民税及び事業税13,044千円、法人税等調整額△28,099千円を計上した結果、当事業年度の当期純利益は114,791千円（前事業年度は113,337千円の当期純損失）となりました。

第15期第3四半期累計期間（自 2019年9月1日 至 2020年5月31日）

### a. 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は898,816千円となりました。これは主に「キャッシュレスサービス事業」において、ハウス電子マネーによる決済額が増加したことによる手数料売上が増加したことによるものであります。

### b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は329,184千円となりました。これは主に人件費等によるものであります。この結果、売上総利益は569,631千円となりました。

### c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は471,073千円となりました。これは主に人件費、業務委託費（「キャッシュレスサービス事業」におけるキャッシュレス・消費者還元事業の事務手続き対応のため）等によるものであります。この結果、営業利益は98,558千円となりました。

### d. 営業外損益、経常利益

当第3四半期累計期間における営業外収益は7,018千円となりました。これは主に株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONCIERGE）からの貸付金返済に伴う、貸倒引当金戻入額の計上によるものであります。一方、営業外費用は1,112千円となりました。この結果、経常利益は104,464千円となりました。

### e. 特別損益、当期純利益

当第3四半期累計期間において、投資有価証券売却益678千円を計上したことにより、税引前四半期純利益は105,142千円となりました。また、法人税等を13,884千円計上した結果、四半期純利益は91,258千円となりました。

## ③経営成績等の重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載のとおり、市場動向、競合他社、人材の確保・育成等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることと認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保するとともに、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

④資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、業務委託費、通信費（外部サーバ費）等があります。運転資金は、主として内部資金及び借入金により調達しております。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は252,132千円であり、また、貸出コミットメント契約締結と合わせ、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。

⑤経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載しておりますとおり、当社は、事業毎に定める指標を重要な経営指標と位置付けております。2020年8月期におきましても、当該指標の達成状況に関して一定の評価をしておりますが、今後も株主価値向上のための経営施策を実施してまいります。

a. 「キャッシュレスサービス事業」

「キャッシュレスサービス事業」については、2019年10月1日に開始されたキャッシュレス・消費者還元事業の効果を見込み、主に中小のスーパーマーケットチェーンへの営業を重点的に行ったことにより導入企業、ハウス電子マネー決済額が増加いたしました。

「キャッシュレスサービス事業」において、収益に関連するハウス電子マネー決済額について実績推移を記載いたします。

<ハウス電子マネー決済額の四半期推移について>

	2018年8月期				2019年8月期				2020年8月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ハウス電子マネー決済額 (百万円)	8,511	10,497	11,030	16,445	19,238	22,573	22,793	23,936	39,906	55,221	60,913	56,465
対前四半期成長率 (%)	—	123.3	105.1	149.1	117.0	117.3	101.0	105.0	166.7	138.4	110.3	92.7

当社は、「キャッシュレスサービス事業」を高成長事業と位置付けており、ハウス電子マネー決済額の増加と共に、決済手数料売上も増加し、成長すると考えております。ただし、決済手数料については、顧客毎に決済額に対する決済手数料の算定条件が異なるため、ハウス電子マネーによる決済額の増減と完全に一致はいたしません。

2020年8月期は、ハウス電子マネー決済額としては、125,800百万円を目標としており、212,505百万円、達成率168.9%となりました。顧客にとって長期的に利用したいサービスとなっているかを判断する指標は解約率により確認しております。

2020年8月期の月次解約率は、0.25%で推移しており、目標の1%を下回っております。また、2020年8月期末時点での、顧客数、エンドユーザー数は、それぞれ対目標104.3%達成の168社、対目標102.0%の累計約10,450千人、当社から顧客へサービスを直接提供・販売している割合は、約25%となっております。

b. 「メッセージングサービス事業」

「メッセージングサービス事業」については、当社の既存顧客への安定的なサービス提供に加え、データマーケティングサービスを提供する顧客に採用されたことにより、売上が増加いたしました。

「メッセージングサービス事業」において、収益に関連する解約率及び解約顧客の平均利用期間について実績推移を記載いたします。

2020年8月期の月次解約率は、平均約0.9%で推移しており目標の1%未満を下回っております。

<「メッセージングサービス事業」の解約顧客の平均利用期間について>

(単位：ヶ月)

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
解約顧客の平均利用期間	38	50	66	58	71

当社は、「メッセージングサービス事業」を安定成長事業と位置付けており、解約率及び解約顧客の平均利用期間を顧客にとって長期的に利用したいサービスとなっているのかを判断する指標としております。また、解約顧客の平均利用期間につきましては、目標としております60か月以上を2020年8月期も上回っております。事業系統図に記載の直接のサービス提供顧客、代理店、サービス連携パートナーの2020年8月期末の取引先数は206社、2020年8月期の1取引先あたりの平均月次売上高は約200千円となっております。

c. 「データセキュリティサービス事業」

「データセキュリティサービス事業」では、個人情報を多数保有する企業を中心に営業活動を展開いたしましたが、個人情報保護に対する意識は依然として高いものの、当社の主力サービスがターゲットとしている市場は、やや落ち着いた状態となっており、売上高は伸び悩んでいる状況であります。

「データセキュリティサービス事業」において、収益に関連する解約率及び解約顧客の平均利用期間について実績推移を記載いたします。

2020年8月期の月次解約率（注2）は、平均約1.0%で推移しております。

<「データセキュリティサービス事業」の解約顧客の平均利用期間について> (単位：ヶ月)

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
解約顧客の平均利用期間	38	20	23	35	44

当社は、「データセキュリティサービス事業」も、「メッセージングサービス事業」と同じく安定成長事業と位置付けており、解約率及び解約顧客の平均利用期間を顧客にとって長期的に利用したいサービスとなっているのかを判断する指標としております。また、解約顧客の平均利用期間につきましては、目標としております42か月以上を2020年8月期も上回っております。事業系統図に記載の直接のサービス提供顧客、代理店、サービス連携パートナーの2020年8月期末の取引社数は55社、2020年8月期の1取引先あたりの平均月次売上高は約208千円となっております。

d. 「その他の事業（ARサービス）」

「その他の事業」のARサービスでは、既存の「ARAPPLI」及び「Facebook」上で提供する「Spark AR」のコンテンツ制作等の受注を推進いたしましたが、原価率が高く採算性が悪かった受託開発及びそれに伴う保守案件に関する契約を解消したため、売上高は減少しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

当社では、長期的に成長が期待できる事業分野に重点を置き、合わせて提供サービスの信頼性向上及び業務効率化のため、当事業年度において、「キャッシュレスサービス事業」で10,897千円、「メッセージングサービス事業」で28,613千円、管理部門で14,185千円のソフトウェア開発投資を行っております。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第15期第3四半期累計期間（自 2019年9月1日 至 2020年5月31日）

当社では、長期的に成長が期待できる事業分野に重点を置き、合わせて提供サービスの信頼性向上及び業務効率化のため、当第3四半期累計期間において、「キャッシュレスサービス事業」で8,705千円、「メッセージングサービス事業」で11,769千円、管理部門で1,320千円のソフトウェア開発投資を行っております。

なお、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	有形固定資産 その他 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	—	本社設備他	19,351	6,321	11,883	37,556	75 (13)
本社 (東京都港区)	キャッシュ レスサービ ス事業/メッ セージング サービス事 業	システム他	—	718	65,734	66,453	75 (13)

(注) 1. 帳簿価額のうち「有形固定資産 その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 本社の建物は賃借による使用をしており、年間賃借料は57,738千円であります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】（2020年8月31日現在）

#### （1）重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払 額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都 港区)	キャッシュ レスサービ ス事業	p o i n t + p l u s 新機能・ウ ェブ受発注 システム開 発等	350,000	10,000	自己資金 及び増資 資金	2020年4 月	2023年3 月	(注) 2
本社 (東京都 港区)	メッセージ ングサービ ス事業	パブリック クラウド対 応・API 開発・ウ ェブ受発注 システム開 発等	113,000	11,000	自己資金 及び増資 資金	2020年2 月	2023年12 月	(注) 2
本社 (東京都 港区)	管理部門	財務管理・ 販売管理シ ステム等刷 新	250,000	—	自己資金 及び増資 資金	2021年3 月	2023年8 月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### （2）重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,700,000
計	22,700,000

(注) 2020年8月27日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で発行可能株式総数は27,000株増加し、227,000株となりました。また、2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、発行可能株式総数は22,473,000株増加し、22,700,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	56,853	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	56,853	—	—

(注) 1. 2020年8月27日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2020年9月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が5,628,447株増加しております。また、2020年9月11日付で新株予約権の行使により、発行済株式総数が59,000株増加しております。これらに伴い、発行済株式総数の株式数は5,744,300株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権（2010年11月24日定時株主総会決議及び2011年2月23日取締役会決議）

決議年月日	2011年2月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 12
新株予約権の数（個）※	105（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 105[10,500]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	20,000[200]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2013年2月25日 至 2020年11月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 20,000[200]（注）5 資本組入額 10,000[100]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2010年11月24日定時株主総会決議及び2011年3月30日取締役会決議）

決議年月日	2011年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 2
新株予約権の数（個）※	100（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 100[10,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	20,000[200]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2013年4月1日 至 2020年11月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 20,000[200]（注）5 資本組入額 10,000[100]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2010年11月24日定時株主総会決議及び2011年9月28日取締役会決議）

決議年月日	2011年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	590[-]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 590[-]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	20,000[200]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2011年9月30日 至 2020年11月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 20,000[200]（注）5 資本組入額 10,000[100]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2011年11月24日定時株主総会決議及び2011年11月24日取締役会決議）

決議年月日	2011年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 8 社外協力者 4
新株予約権の数（個）※	65（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 65[6,500]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	20,000[200]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2011年12月2日 至 2020年11月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 20,000[200]（注）5 資本組入額 10,000[100]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（2012年11月28日定時株主総会決議及び2013年8月30日取締役会決議）

決議年月日	2013年8月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 3 当社使用人 55
新株予約権の数（個）※	200（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 200[20,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	27,000[270]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2013年9月1日 至 2022年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 27,000[270]（注）5 資本組入額 13,500[135]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。
  - ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。
  - ④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。
5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権（2012年11月28日定時株主総会決議及び2013年11月15日取締役会決議）

決議年月日	2013年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 8
新株予約権の数（個）※	245（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 245[24,500]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	27,000[270]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2015年11月17日 至 2022年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 27,000[270]（注）5 資本組入額 13,500[135]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2014年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 15 社外協力者 3
新株予約権の数（個）※	325（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 325[32,500]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	27,000[270]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2014年8月31日 至 2023年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 27,000[270]（注）5 資本組入額 13,500[135]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第12回新株予約権（2015年7月15日臨時株主総会決議及び2015年7月15日取締役会決議）

決議年月日	2015年7月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社使用人 42
新株予約権の数（個）※	2,849 [2,823] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,849 [282,300] （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	27,000[270] （注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2017年7月16日 至 2025年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 27,000[270] （注）5 資本組入額 13,500[135] （注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権（2018年11月30日定時株主総会決議及び2019年8月15日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 73
新株予約権の数（個）※	1,850 [1,750] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,850 [175,000] （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	27,000[270] （注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2021年8月31日 至 2028年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 27,000[270] （注）5 資本組入額 13,500[135] （注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権（2019年11月27日定時株主総会決議及び2019年11月27日取締役会決議）

決議年月日	2019年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社使用人 3
新株予約権の数（個）※	2,180（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,180[218,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	38,500[385]（注）2、5
新株予約権の行使期間※	自 2021年11月27日 至 2029年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 38,500[385]（注）5 資本組入額 19,250[192.5]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行時（2019年11月27日）における内容を記載しております。発行時から提出日の前月末現在（2020年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、新株予約権発行後に行われるかかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で募集株式の発行を行う場合、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位を有しているものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。

②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年10月31日 (注)1	3,700	56,573	49,950	330,100	49,950	330,100
2016年12月12日 (注)2	10	56,583	50	330,150	50	330,150
2016年12月13日 (注)2	20	56,603	100	330,250	100	330,250
2016年12月15日 (注)2	250	56,853	1,250	331,500	1,250	331,500
2020年9月2日 (注)3	5,628,447	5,685,300	—	331,500	—	331,500
2020年9月11日 (注)4	59,000	5,744,300	5,900	337,400	5,900	337,400

(注)1. 有償第三者割当増資

発行価格 27,000円

資本組入額 13,500円

割当先 株式会社デンソーウェーブ

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 2020年9月2日付の株式分割(1:100)による増加であります。

4. 2020年9月11日付の新株予約権行使による増加であります。

(4)【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	22	2	2	73	99	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	27,892	4,000	800	24,161	56,853	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	49.1	7.0	1.4	42.5	100	—

(注)1. 2020年8月27日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 56,853	56,853	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	56,853	—	—
総株主の議決権	—	56,853	—

- (注) 1. 2020年8月27日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が5,628,447株増加しております。また、2020年9月11日付で新株予約権の行使により、発行済株式総数が59,000株増加しております。これらに伴い、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式5,744,300株、議決権の数は57,443個、発行済株式総数の株式数は5,744,300株、総株主の議決権の議決権の数は57,443個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、財務体質の強化に加え事業拡大のための内部留保の拡充等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、将来の成長に向けた運転資金として有効活用する考えであります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります（現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります）。

なお、剰余金の配当を行う場合、毎年8月31日を基準日とした年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当は毎年2月末日を基準日として取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの利益の最大化を重視した経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものとして認識しております。

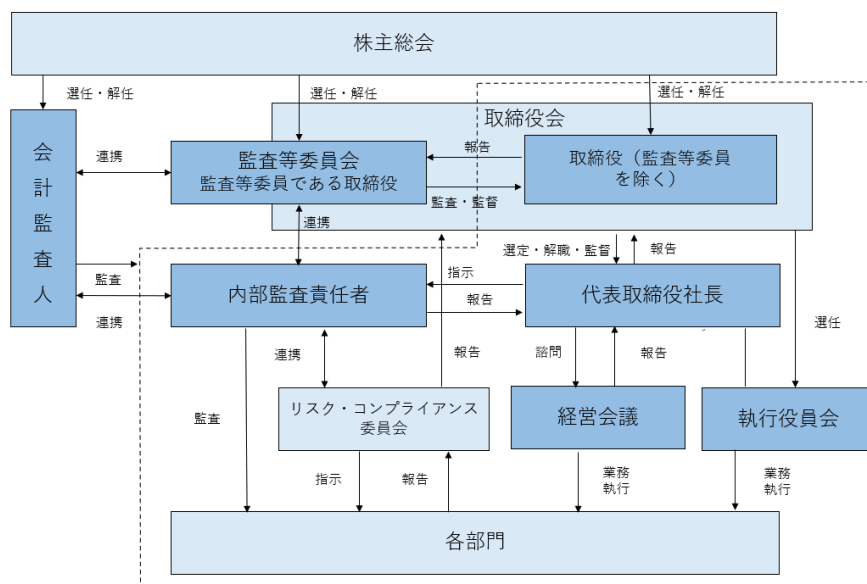
その実現に向け、透明性及び柔軟性に優れた体制を構築していくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

##### ① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

###### イ. 企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年11月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行し、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。独立性の高い社外取締役及び監査等委員会による監督、監査機能を強化することは、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持し、継続的な企業価値の向上に資すると考え、現在の体制を採用しております。また、社内の統治体制の構築手段として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの機関が相互連携することによって経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



###### a) 取締役会

取締役会は、本書提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名及び監査等委員である取締役3名の合計7名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営の最高意思決定機関として、法的決議事項及び重要な経営事項の審議及び意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

###### b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、本書提出日現在、監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）で構成されており、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施しております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催される定時監査等委員会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では、定款及び監査等委員会規則に基づき、重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また、取締役の業務執行の監督機能の充実に努めており、内部監査責任者及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者間によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

d) 執行役員会

当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は3名で、任期は1年となっております。執行役員会は全執行役員及び常勤監査等委員である取締役が出席し、原則として月1回開催し、取締役会報告・決議事項の審議及び執行役員相互の連絡・連携を目的としております。

e) 経営会議

当社では、業務執行に関する重要事項の共有及び協議のため、代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役、執行役員、本部長及び部長が出席する経営会議を、原則として月1回開催しております。

f) リスク・コンプライアンス委員会

当社では、事業上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、業務執行取締役、執行役員、本部長及び内部監査責任者から構成され、原則として四半期に1回の開催に加え、必要に応じて随時開催し、リスク管理に関する規程の制定及び改廃に関する取締役会への諮問の他、リスク管理に必要なガイドライン・マニュアル等や社内への啓蒙活動・トレーニング計画等を決定しております。

ロ. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的な考え方

- i. 取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため倫理規範、行動基準及び諸規程を定め、これを遵守することを誓約する。
- ii. 企業理念を代表取締役社長が繰り返し役職員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

- i. コンプライアンスに関する取組みを統括する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
- ii. コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス業務を担当する部署を明らかにし、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
- iii. コンプライアンス担当役員、内部監査責任者及び監査等委員会は、コンプライアンスの浸透状況を検証する。
- iv. 不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度規程」を定め、取締役及び使用人が弁護士等を通して通報することが可能な内部通報窓口を設置する。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じ取締役会へ報告することができる。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

「リスク管理規程」、「リスク管理基準」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

内部監査責任者は、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告する。



(2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアル、緊急時対応計画に従い情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行う。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、取締役会における職務分担の決議のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき各人の職務内容及び責任を明確にし、効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査等委員会と協議の上、コーポレート本部に所属する使用人を監査等委員会の補助すべき使用人として指名することができる。

f) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前項に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査等委員会が指定する補助業務の期間中は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

g) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ会社の業務執行状況を報告する。また、当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。

監査等委員は、必要に応じ何時でも当社の重要と思われる会議に出席したり、書類の提示を求めることができる。

h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の費用請求には、監査等委員会の職務執行に必要なことを確認した場合を除き、速やかに応じる。

また、監査等委員会が代表取締役社長、会計監査人、内部監査責任者とそれぞれ意見交換を行うことにより、コンプライアンス上の課題、問題を把握できる体制構築を行うとともに、内部監査責任者は監査等委員会と連携を保つよう努め、監査等委員会監査の実効性確保に協力するものとする。

i) 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、「内部統制システムの基本方針」において以下の「反社会的勢力に向けた基本的な考え方」を定め、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たせず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。

ii. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

(2) 当社は、上記宣言の下、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応細則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(3) 当社は、反社会的勢力への対応管轄部署を経営戦略部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選定しております。また、平素から反社会的勢力に対処するにあたり、所轄警察署、公益財団法人暴力追放運動推進都民センター、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

(4) 当社は、新規取引先について、原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しており、取引の開始時には、各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」の保証及び「反社会的勢力と関係を持った場合の契約解除」の暴力団排除条項を明記することとしております。また、既存取引先等については、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。また、既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合及び疑いが生じた場合には、速やかに取引関係を解消する体制をとっております。

② リスク管理体制の整備状況

当社は「リスク管理規程」に基づき、リスクを未然に防止するとともに、危機に対して迅速かつ的確に対応するための社内体制の構築に努めております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言と指導を受けられる体制を構築しております。

③ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内、その内監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

④ 取締役の選任決議要件

監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び監査等委員は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ①役員一覧

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	岩井 陽介	1965年11月20日生	1989年4月 株式会社リクルートコスモス(現株式会社コスモスイ ニシア)入社 1991年10月 株式会社リクルートビルマネジメント(現株式会社ザ イマックス)入社 1994年10月 株式会社バシフィック・クリエイティブ入社 1998年6月 株式会社バラダイス ウェブ取締役就任 1998年9月 株式会社サイバード専務取締役就任 2001年7月 有限会社自在代表取締役就任(現任) 2002年2月 株式会社ディムブ取締役就任 2003年7月 株式会社自在代表取締役就任 2005年4月 株式会社サイバード取締役兼執行役員副社長就任 2005年6月 有限会社自由自在取締役就任 2005年9月 Airborne Entertainment取締役就任 2006年3月 有限会社自由自在代表取締役就任 2006年6月 IWAI GROUP PTE. LTD. Director就任(現任) 2006年10月 CYB International President就任 2007年2月 当社取締役就任 2007年6月 株式会社サイバードホールディングス取締役就任 2008年1月 当社代表取締役社長就任(現任) 2008年2月 ONP00株式会社社外取締役就任 2009年10月 ナチュラルビューティーラボ株式会社取締役就任 2010年2月 Dr. Body株式会社取締役就任 2010年7月 株式会社イー・コミュニケーションズ社外取締役就任 2010年10月 アララ株式会社(注1)代表取締役就任 2012年8月 ARARA PTE. LTD. Director就任	(注) 4	1,774,300 (注) 6
取締役副社長 (コーポレート 本部長)	井上 浩毅	1966年7月5日生	1990年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)入社 2003年4月 株式会社サイバード入社 2005年9月 Airborne Entertainment取締役就任 2006年11月 ONP00株式会社社外取締役就任 2007年8月 CYB International President就任 2008年3月 Miyowa取締役顧問就任 2008年8月 当社入社 2011年9月 当社執行役員 レピカ事業部事業部長就任 2012年1月 株式会社VARCHAR(現株式会社SYSTEM CONCIERGE)取 締役就任 2013年11月 当社取締役就任(現任) 2017年11月 当社副社長就任(現任) 2018年5月 当社コーポレート本部長就任(現任)	(注) 4	167,300
取締役 (クリエイティ ブ本部長)	竹ヶ鼻 重喜	1969年7月17日生	1992年4月 東洋紙業株式会社入社 2001年11月 株式会社セラータムテクノロジー入社 2004年4月 株式会社コーデックスイメージズ入社 2006年6月 Codex Images International SA入社 2008年1月 株式会社リミックスポイント入社 2011年4月 株式会社パスタカード入社 2011年11月 当社入社 2013年11月 アララ株式会社(注1)取締役就任 2014年11月 当社取締役就任 2015年11月 当社執行役員クリエイティブ室長就任 2017年11月 当社取締役就任(現任) 2017年12月 当社クリエイティブ本部長就任(現任)	(注) 4	10,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	水越 宏明	1969年2月4日生	1994年4月 日本電装株式会社(現株式会社デンソー)入社 1999年9月 デンソー労働組合出向 2004年10月 株式会社デンソーウェーブ出向 2006年1月 同社開発部開発2室長就任 2012年1月 同社ビジネス開発室長就任 2014年1月 同社AUTO-ID事業部技術企画部長就任 2017年7月 同社システムソリューショングループ長就任 2017年10月 同社AUTO-ID事業部副事業部長就任(現任) 2018年11月 当社社外取締役就任(現任) 2020年6月 株式会社デンソーエスアイ社外取締役就任(現任)	(注) 4	—
取締役 (常勤監査等委員)	加藤 徹行	1967年6月14日生	1990年4月 日本銀行入行 1996年5月 預金保険機構派遣 1999年3月 金融再生委員会事務局派遣 1999年7月 日本銀行復職 2002年1月 KPMGフィナンシャル株式会社入社 2008年4月 個人事業主開業(現任) 2013年7月 当社社外監査役就任 2015年1月 アアラ株式会社(注1) 監査役就任 2015年2月 株式会社VARCHAR(現株式会社SYSTEM CONCIERGE) 監査役就任 2017年11月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	井上 昌治	1961年7月29日生	1984年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2000年4月 弁護士登録(現職) 田中綜合法律事務所入所 2000年10月 松嶋綜合法律事務所入所 2001年12月 株式会社総合医科学研究所(現株式会社総医研ホールディングス) 社外監査役就任 2004年6月 株式会社ロングリーチグループ社外取締役就任 2005年6月 ディナベック株式会社社外取締役就任 2005年7月 株式会社ザッパラス社外監査役就任 2006年9月 株式会社OCC社外取締役就任 2007年11月 ニイウスコー株式会社社外取締役就任 2008年4月 KLab株式会社社外監査役就任 2009年7月 株式会社シンクー(現株式会社トータル・エンゲージメント・グループ) 社外監査役 2009年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現任) 2010年10月 三洋電機ロジスティクス株式会社(現三井倉庫ロジスティクス株式会社) 社外取締役就任 2012年11月 当社社外監査役就任 2013年11月 ピアメカニクス株式会社社外取締役就任 2014年1月 株式会社ソルプラス社外取締役就任 2015年1月 プリモ・ジャパン株式会社社外取締役就任 2015年4月 株式会社SKIYAKI社外監査役就任 2016年1月 株式会社トレイダーズLAB. 取締役就任 2016年3月 KLab株式会社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2016年4月 株式会社SKIYAKI社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2016年6月 ファーストキッチン株式会社社外取締役就任 ウェンディーズ・ジャパン株式会社社外取締役就任 2016年10月 NOC日本アウトソーシング株式会社(現NOCアウトソーシング&コンサルティング株式会社) 社外取締役(監査等委員) 就任 2017年7月 株式会社ザッパラス社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2017年11月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2018年3月 株式会社ナディア(現株式会社DECCEM) 社外監査役就任 2018年5月 珈琲館株式会社社外取締役就任 2019年1月 富士通コンポーネント株式会社社外取締役(指名委員・報酬委員) 就任	(注) 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	種谷 信邦	1949年12月19日生	1972年4月 稲畑産業株式会社入社 1996年6月 同社取締役就任 2000年6月 同社常務取締役就任 2002年4月 同社海外戦略室長就任 2003年4月 同社米国総支配人就任 2005年12月 同社代表取締役専務執行役員に就任 2007年8月 株式会社バルス (現株式会社Francfranc)入社 2007年11月 同社常務執行役員に就任 2008年4月 同社取締役就任 2011年4月 同社専務取締役就任 2013年4月 同社取締役相談役就任 2013年6月 ソウ・エクスぺリエンス株式会社監査役就任 (現任) 2013年7月 当社社外監査役就任 2017年3月 ノーベルファーマ株式会社社外取締役就任 (現任) 2017年11月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 5	—
計					1,952,200

- (注) 1. 2010年10月設立の当社 (当時社名は株式会社レピカ) 子会社を指します。  
2. 水越宏明、加藤徹行、井上昌治及び種谷信邦は、社外取締役であります。  
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 加藤徹行、委員 井上昌治、委員 種谷信邦  
4. 2019年11月27日開催の定時株主総会終結の時から、2020年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
5. 2019年11月27日開催の定時株主総会終結の時から、2021年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
6. 岩井陽介の所有株式数には、岩井陽介の資産管理会社であるIWAI GROUP PTE. LTD. の保有株数250,000株を加算して記載しております。  
7. 当社は、2019年11月27日開催の定時株主総会において、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
伊藤 彰浩	1968年11月13日生	1992年4月 株式会社トーマン (現豊田通商株式会社) 入社 2001年7月 インディゴ株式会社入社 2005年7月 同社取締役就任 2008年7月 同社代表取締役就任 2014年5月 株式会社アクリート代表取締役社長就任 2019年1月 同社取締役顧問就任 2019年2月 株式会社ウィステリア代表取締役就任 (現任)	—

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までであります。

8. 当社では経営の意思決定・監督機能と業務執行の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は次の3名です。

役職名	氏名
執行役員 技術本部長	須藤 尚慶
執行役員 営業本部長	日向野 岳
執行役員 営業副本部長	井上 陽子

## ②社外役員の状況

### a) 社外取締役

当社は、取締役7名のうち4名を社外取締役として選任しております。社外取締役には、独立した立場からの監督機能を期待して選任しております。

取締役の水越宏明は、当社事業に関する豊富な経験及び高度な専門知識を有しており、当社の事業に対して客観的な視点で助言・提言を行っております。

監査等委員である取締役の加藤徹行は、金融機関においてのリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の内部統制構築における助言・提言を行っております。

監査等委員である取締役の井上昌治は、弁護士としての専門的知見を活かし、当社の経営を監視・監督を行っております。

監査等委員である取締役の種谷信邦は、東証一部上場企業で代表取締役を務めた経験を活かし、当社経営の監視・監督を行っております。

### b) 社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

取締役の水越宏明は、株式会社デンソーウェーブのAUTO-ID事業部副事業部長であり、株式会社デンソーウェーブは当社普通株式370,000株を保有しております。

また、新株予約権について社外役員の保有数は、加藤徹行60個(6,000株)、井上昌治40個(4,000株)、種谷信邦40個(4,000株)であります。

これら以外に社外取締役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

## ③社外取締役及び社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査の状況を把握し、社外監査等委員は取締役会及び監査等委員会を通じて監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより監査の実効性を高めております。

### (3) 【監査の状況】

#### ①監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、本書提出日現在において、監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）で構成され、全て社外取締役であります。月1回又は必要に応じて監査等委員会を開催し、監査等に関する重要な事項についての報告、協議又は決議を行っております。また、常勤監査等委員は取締役会及び重要な会議に随時出席するほか、重要な書類の閲覧、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人への意見聴取を行っております。

また、監査等委員、内部監査責任者並びに会計監査人は必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

常勤監査等委員加藤徹行は、金融機関においてのリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員井上昌治は、弁護士としての専門的知見を有しております。

監査等委員種谷信邦は、東証一部上場企業で代表取締役を務めた経験を有しております。

#### ②内部監査の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、取締役社長から任命された経営戦略部の内部監査担当者（2名）により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。なお、自己監査を回避するために、営業本部に属する1名が人事総務部と経営戦略部を、技術本部に属する1名が情報システム部を担当しております。

内部監査担当者は、「内部監査規程」及び取締役社長から承認を得た内部監査計画に基づき、各部門の業務活動が適切かつ効率的に行われているか、社内規程やコンプライアンスに則り監査を行っております。

また、内部監査担当者、監査等委員及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を行っており、より実効性の高い監査を実施するように努めております。

#### ③会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、林一樹、吉田靖史の2名であり、補助者の構成は公認会計士3名、その他6名となっております。同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査法人の選定方針は、独立性、専門性及び品質管理体制等を考慮するものとしており、EY新日本有限責任監査法人につきましても、本方針に則り選定を行っております。

また、当社の監査等委員会は、監査法人に対する評価を行っており、会計監査人の適格性・独立性を確認するとともに、監査実務体制や監査の網羅性等を確認し、監査法人の妥当性を判断しております。

#### ④監査報酬の内容等

##### a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,025	—	12,705	—

##### b) 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬 (a)を除く)

該当事項はありません。

##### c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

##### d) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

e) 監査報酬の決定方針

当社では、監査法人と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要因数等を総合的に勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

f) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積りの算出根拠等について、当社の事業規模や事業内容に鑑み、適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会で、監査等委員については監査等委員会で審議決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	42,300	42,300	—	—	3
社外取締役（監査等委員）	10,800	10,800	—	—	3
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—	—	2

(注) 役員の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

③ 報酬等の総額が1億円以上であるものの報酬等の総額等

役員報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。



(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の区分は、「純投資目的」及び「純投資目的以外の目的」に分類し、「純投資目的」は、株式の価値の変動又は株式に係る配当により利益を受けることを目的としております。「純投資目的以外の目的」は、業務提携による関係強化、取引先等の企業価値の維持・向上等を目的としております。

②保有目的が純投資目的以外である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式は、全て非上場株式であるため記載を省略しております

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	5	2,249	5	2,249
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (千円)	売却損益の 合計額 (千円)	評価損益の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—	(注)
非上場株式以外の株式	—	—	—

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年9月1日から2018年8月31日まで）及び当事業年度（2018年9月1日から2019年8月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年9月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その内容に沿った会計手続きを実施し、適切な開示を行うことができるような体制づくり及びその維持に注力しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	212,343	252,132
受取手形及び売掛金	89,321	※1 116,976
仕掛品	—	4,487
前払費用	9,817	9,126
その他	7,834	6,587
貸倒引当金	△6,009	△6,046
流動資産合計	313,307	383,264
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 22,930	※2 19,351
工具、器具及び備品（純額）	※2 10,905	※2 7,040
有形固定資産合計	33,835	26,391
無形固定資産		
ソフトウェア	52,029	77,618
のれん	6,400	—
その他	0	0
無形固定資産合計	58,430	77,618
投資その他の資産		
投資有価証券	2,249	2,249
長期前払費用	524	281
長期貸付金	27,187	18,800
敷金	20,415	31,760
保険積立金	—	5,650
繰延税金資産	—	28,099
その他	514	348
貸倒引当金	△25,982	△18,910
投資その他の資産合計	24,909	68,279
固定資産合計	117,174	172,289
資産合計	430,482	555,554

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	23,878	30,246
短期借入金	15,000	—
1年内返済予定の長期借入金	29,364	19,611
未払金	11,845	33,645
未払費用	22,143	37,504
未払法人税等	5,216	18,403
未払消費税等	10,087	12,402
前受金	123,470	111,479
預り金	3,252	9,467
流動負債合計	244,257	272,759
固定負債		
長期借入金	24,357	6,136
固定負債合計	24,357	6,136
負債合計	268,614	278,895
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	331,500	331,500
資本剰余金		
資本準備金	331,500	331,500
その他資本剰余金	192	192
資本剰余金合計	331,692	331,692
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△501,325	△386,533
利益剰余金合計	△501,325	△386,533
株主資本合計	161,867	276,658
純資産合計	161,867	276,658
負債純資産合計	430,482	555,554

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2020年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	295,957
受取手形及び売掛金	120,958
前払費用	10,718
その他	5,079
貸倒引当金	△4,948
流動資産合計	427,765
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	16,828
工具、器具及び備品（純額）	7,242
有形固定資産合計	24,071
無形固定資産	
ソフトウェア	86,674
その他	0
無形固定資産合計	86,674
投資その他の資産	
投資有価証券	2,189
長期前払費用	59
長期貸付金	15,400
敷金	31,272
保険積立金	7,143
繰延税金資産	28,099
その他	421
貸倒引当金	△15,635
投資その他の資産合計	68,951
固定資産合計	179,697
資産合計	607,462

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2020年5月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	19,667
未払金	15,113
未払費用	29,545
未払法人税等	10,910
未払消費税等	26,686
前受金	126,303
預り金	11,271
その他	46
流動負債合計	239,545
負債合計	239,545
純資産の部	
株主資本	
資本金	331,500
資本剰余金	331,692
利益剰余金	△295,275
株主資本合計	367,917
純資産合計	367,917
負債純資産合計	607,462

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
売上高	1,027,878	1,042,777
売上原価	457,663	395,688
売上総利益	570,215	647,089
販売費及び一般管理費	※1 568,397	※1 541,183
営業利益	1,818	105,906
営業外収益		
受取利息	275	131
助成金収入	5,423	236
貸貸収入	—	2,037
貸倒引当金戻入額	6,616	6,000
その他	690	187
営業外収益合計	13,006	8,591
営業外費用		
支払利息	1,583	1,149
貸倒損失	—	1,107
その他	62	399
営業外費用合計	1,646	2,656
経常利益	13,177	111,841
特別利益		
関係会社株式売却益	199	—
特別利益合計	199	—
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 0
投資有価証券評価損	49,949	—
減損損失	※3 73,656	※3 12,105
仮想通貨評価損	2,578	—
特別損失合計	126,185	12,105
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△112,807	99,736
法人税、住民税及び事業税	530	13,044
法人税等調整額	—	△28,099
法人税等合計	530	△15,055
当期純利益又は当期純損失(△)	△113,337	114,791

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)		当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	160,660	34.4	158,148	37.6
II 経費		306,766	65.6	262,778	62.4
当期総製造費用	※2	467,427	100.0	420,927	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		—	
合計		467,427		420,927	
期末仕掛品たな卸高		—		4,487	
他勘定振替高		46,857		42,533	
当期製品製造原価		420,570		373,906	
期首商品たな卸高		346		337	
当期商品仕入高		37,084		21,626	
合計		458,001		395,870	
期末商品たな卸高		337		182	
売上原価	457,663		395,688		

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
業務委託費 (千円)	133,579	83,538
通信費 (千円)	93,035	108,730

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	46,857	42,533
合計 (千円)	46,857	42,533



## 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年5月31日)
売上高	898,816
売上原価	329,184
売上総利益	569,631
販売費及び一般管理費	471,073
営業利益	98,558
営業外収益	
受取利息	58
貸貸収入	2,160
貸倒引当金戻入額	4,500
その他	300
営業外収益合計	7,018
営業外費用	
支払利息	829
その他	283
営業外費用合計	1,112
経常利益	104,464
特別利益	
投資有価証券売却益	678
特別利益合計	678
税引前四半期純利益	105,142
法人税等	13,884
四半期純利益	91,258

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	331,500	331,500	192	331,692	△387,987	△387,987	275,205	275,205
当期変動額								
当期純損失（△）	-	-	-	-	△113,337	△113,337	△113,337	△113,337
当期変動額合計	-	-	-	-	△113,337	△113,337	△113,337	△113,337
当期末残高	331,500	331,500	192	331,692	△501,325	△501,325	161,867	161,867

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	331,500	331,500	192	331,692	△501,325	△501,325	161,867	161,867
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	114,791	114,791	114,791	114,791
当期変動額合計	-	-	-	-	114,791	114,791	114,791	114,791
当期末残高	331,500	331,500	192	331,692	△386,533	△386,533	276,658	276,658

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△112,807	99,736
減価償却費	45,469	26,276
減損損失	73,656	12,105
のれん償却額	48,005	6,400
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△7,961	△5,893
受取利息	△275	△131
支払利息	1,583	1,149
関係会社株式売却損益(△は益)	△199	—
投資有価証券評価損益(△は益)	49,949	—
仮想通貨評価損益(△は益)	2,578	—
助成金収入	△5,423	△236
売上債権の増減額(△は増加)	26,912	△27,654
貸倒損失	—	1,107
たな卸資産の増減額(△は増加)	△5	△4,333
仕入債務の増減額(△は減少)	△23,725	6,367
未払金の増減額(△は減少)	△7,513	21,394
前受金の増減額(△は減少)	△1,199	△11,990
未払消費税等の増減額(△は減少)	△4,493	2,315
その他	783	20,152
小計	85,334	146,765
利息の受取額	433	131
利息の支払額	△1,095	△628
法人税等の支払額	△94	△530
助成金の受取額	5,423	236
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,000	145,973
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△60	—
関係会社株式の売却による収入	200	—
有形固定資産の取得による支出	△7,075	△2,179
無形固定資産の取得による支出	△46,857	△53,291
仮想通貨等の取得による支出	△3,050	—
貸付金の回収による収入	6,800	6,139
敷金及び保証金の差入による支出	—	△11,995
その他の支出	—	△1,883
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,043	△63,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	15,000	△15,000
長期借入金の返済による支出	△51,864	△27,974
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,864	△42,974
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,092	39,789
現金及び現金同等物の期首残高	209,250	212,343
現金及び現金同等物の期末残高	※ 212,343	※ 252,132

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

仕掛品 個別法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

①定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～5年

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間にわたって均等償却を行うこととしております。

### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

仕掛品 個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間にわたって均等償却を行うこととしております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(追加情報)

前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
受取手形	—	3,324千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	56,152千円	58,945千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
貸出コミットメントの総額	—	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	100,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26.4%、当事業年度30.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73.6%、当事業年度69.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
役員報酬	47,580千円	53,100千円
給料及び手当	218,577	211,322
業務委託費	63,612	64,240
減価償却費	11,353	10,583
貸倒引当金繰入額	△1,345	37

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
工具、器具及び備品	一千円	0千円
ソフトウェア	—	0
計	—	0

※3 減損損失

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	自社用ソフトウェア	ソフトウェア	71,905千円
東京都港区	のれん	のれん	1,600千円
東京都港区	自社使用PC	工具、器具及び備品	150千円

当社は、原則として事業を基準としてグルーピングを行っております。当事業年度において、営業収支のマイナスが継続している事業につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(73,656千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

当事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	自社用ソフトウェア	ソフトウェア	12,105千円

当社は、原則として事業を基準としてグルーピングを行っております。当事業年度において、営業収支のマイナスが継続している事業につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(12,105千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	56,853	—	—	56,853
合計	56,853	—	—	56,853
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	56,853	—	—	56,853
合計	56,853	—	—	56,853
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。



(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
現金及び預金勘定	212,343千円	252,132千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	212,343	252,132

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2018年8月31日)
1年内	60,306
1年超	155,791
合計	216,098

当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2019年8月31日)
1年内	60,306
1年超	95,485
合計	155,791

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。償還日は最長で決算日後4年であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。また、借入金に係る支払利息の変動リスクについては、ヘッジ取引等を行っておりませんが、変動金利及び固定金利を組み合わせることによって支払利息の変動リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	212,343	212,343	—
(2) 受取手形及び売掛金	89,321	89,321	—
(3) 投資有価証券	—	—	—
(4) 長期貸付金(*1)	33,187		
貸倒引当金(*2)	△31,940		
	1,246	1,246	—
資産計	302,912	302,912	—
(1) 買掛金	23,878	23,878	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 長期借入金(*3)	53,721	53,714	△6
負債計	92,599	92,593	△6

(\*1)長期貸付金には、1年内の回収予定分を含んでおります。

(\*2)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)長期借入金には、1年内の返済予定分を含んでおります。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

##### (4) 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収見込額等に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年8月31日)
非上場株式	2,249

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	212,343	—	—	—
受取手形及び売掛金	89,321	—	—	—
長期貸付金	6,000	27,187	—	—
合計	307,665	27,187	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,000	—	—	—	—	—
長期借入金	29,364	18,221	5,264	872	—	—
合計	44,364	18,221	5,264	872	—	—

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。償還日は最長で決算日後3年であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、借入金に係る支払利息の変動リスクについては、ヘッジ取引等を行っておりませんが、変動金利及び固定金利を組み合わせることによって支払利息の変動リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	252,132	252,132	—
(2) 受取手形及び売掛金	116,976	116,976	—
(3) 投資有価証券	—	—	—
(4) 長期貸付金(*1)	24,800		
貸倒引当金(*2)	△24,800		
	—	—	—
資産計	369,109	369,109	—
(1) 買掛金	30,246	30,246	—
(2) 長期借入金(*3)	25,747	25,747	0
負債計	55,993	55,993	0

(\*1)長期貸付金には、1年内の回収予定分を含んでおります。

(\*2)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)長期借入金には、1年内の返済予定分を含んでおります。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

##### (4) 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収見込額等に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年8月31日)
非上場株式	2,249

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	252,132	—	—	—
受取手形及び売掛金	116,976	—	—	—
長期貸付金	6,000	18,800	—	—
合計	375,109	18,800	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,611	5,264	872	—	—	—
合計	19,611	5,264	872	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 18名 社外協力者 2名	当社使用人 12名	当社使用人 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 720株	普通株式 170株	普通株式 340株
付与日	2008年10月23日	2011年2月24日	2011年3月31日
権利確定条件	(注) 2	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2008年10月24日 至 2018年6月26日	自 2013年2月25日 至 2020年11月23日	自 2013年4月1日 至 2020年11月23日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社使用人 8名 社外協力者 4名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社使用人 55名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 990株	普通株式 1,010株	普通株式 1,060株
付与日	2011年9月29日	2011年12月1日	2013年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2011年9月30日 至 2020年11月23日	自 2011年12月2日 至 2020年11月23日	自 2013年9月1日 至 2022年11月27日



	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 8名	当社使用人 15名 社外協力者 3名	当社取締役 2名 当社使用人 42名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 280株	普通株式 450株	普通株式 3,960株
付与日	2013年11月16日	2014年8月30日	2015年7月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2015年11月17日 至 2022年11月27日	自 2014年8月31日 至 2023年11月28日	自 2017年7月16日 至 2025年7月14日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人もしくは社外協力者の地位を有していることを要するものとする。但し、当社取締役会で承認を得た場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の譲渡は、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	350	105	100	590	65	210	245
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	350	—	—	—	—	10	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	105	100	590	65	200	245
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	335	3,880
付与	—	—
失効	5	—
権利確定	—	—
未確定残	330	3,880
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利行使価格 (円)	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF法等により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 6,020千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 12名	当社使用人 2名	当社取締役 1名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 170株	普通株式 340株	普通株式 990株
付与日	2011年2月24日	2011年3月31日	2011年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2013年2月25日 至 2020年11月23日	自 2013年4月1日 至 2020年11月23日	自 2011年9月30日 至 2020年11月23日

	第6回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 8名 社外協力者 4名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社使用人 55名	当社使用人 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,010株	普通株式 1,060株	普通株式 280株
付与日	2011年12月1日	2013年8月31日	2013年11月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2011年12月2日 至 2020年11月23日	自 2013年9月1日 至 2022年11月27日	自 2015年11月17日 至 2022年11月27日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 15名 社外協力者 3名	当社取締役 2名 当社使用人 42名	当社使用人 73名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 450株	普通株式 3,960株	普通株式 1,850株
付与日	2014年8月30日	2015年7月16日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2014年8月31日 至 2023年11月28日	自 2017年7月16日 至 2025年7月14日	自 2021年8月31日 至 2028年11月29日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	105	100	590	65	200	245	330
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	5
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	105	100	590	65	200	245	325
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	3,880	—
付与	—	1,850
失効	1,031	—
権利確定	—	—
未確定残	2,849	1,850
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	20,000	20,000	27,000	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利行使価格 (円)	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF法等により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 6,020千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年 8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年 8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	9,797千円
減価償却超過額	26,324
投資有価証券評価額	17,933
税務上の繰越欠損金	118,523
その他	3,997
繰延税金資産小計	176,576
評価性引当額	△176,576
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。



当事業年度（2019年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	7,642千円
減価償却超過額	20,700
投資有価証券評価額	17,931
税務上の繰越欠損金（注）2	106,324
その他	5,436
繰延税金資産小計	158,035
繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△91,846
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△38,089
評価性引当額小計（注）1	△129,935
繰延税金資産合計	28,099
繰延税金資産の純額	28,099

（注）1. 評価性引当額が46,640千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	8,195	11,981	42,701	28,198	15,247	106,324
評価性引当額	—	—	△5,698	△42,701	△28,198	△15,247	△91,846
繰延税金資産	—	8,195	6,282	—	—	—	(※2) 14,478

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年8月31日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	△46.8
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.1

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

当社では、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用として計上しております。

当事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当社では、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用として計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっております。

当社は「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業(ARサービス)」を提供するとともに包括的な戦略を立案し、サービス提供活動を展開しております。従って、当社は提供サービスを基礎とした事業別セグメントから構成されており、「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業(ARサービス)」の4つを報告セグメントとしております。

「キャッシュレスサービス事業」は、スーパーマーケット、飲食店等の店舗を展開する顧客向けに、エンドユーザーが利用するハウス電子マネーやポイントのソリューションサービスを提供しており、「メッセージングサービス事業」は、自社サービス等で一時に大量にメール配信を行う顧客を対象に、メッセージ伝達に欠かせない機能を備えたサービスを提供しており、「データセキュリティサービス事業」は、主に個人情報を大量に取り扱う顧客向けに個人情報管理ソリューション「P-Pointer File Security」を提供しており、「その他の事業(ARサービス)」では、主にエンドユーザー向けプロモーションを実施したい顧客向けサービスとして、ARアプリケーション「ARAPPLI」の提供やARコンテンツ制作を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計 (注) 1
	キャッシュレス サービス事業	メッセージング サービス事業	データセキュリ ティサービス事 業	その他の事業 (ARサービス)	
売上高					
外部顧客への売上高	300,596	489,668	151,885	85,728	1,027,878
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	300,596	489,668	151,885	85,728	1,027,878
セグメント利益又は損失 (△)	△22,807	60,049	△12,715	△22,707	1,818
その他の項目					
減価償却費	22,180	8,542	12,228	2,518	45,469
のれんの償却額	—	38,404	9,601	—	48,005

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の合計は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及びセグメント負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象になっていないため、記載していません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっております。

当社は「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業（ARサービス）」を提供するとともに包括的な戦略を立案し、サービス提供活動を展開しております。従って、当社は提供サービスを基礎とした事業別セグメントから構成されており、「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業（ARサービス）」の4つを報告セグメントとしております。

「キャッシュレスサービス事業」は、スーパーマーケット、飲食店等の店舗を展開する顧客向けに、エンドユーザーが利用するハウス電子マネーやポイントのソリューションサービスを提供しており、「メッセージングサービス事業」は、自社サービス等で一時に大量にメール配信を行う顧客を対象に、メッセージ伝達に欠かせない機能を備えたサービスを提供しており、「データセキュリティサービス事業」は、主に個人情報を大量に取り扱う顧客向けに個人情報管理ソリューション「P-Pointer File Security」を提供しており、「その他の事業（ARサービス）」では、主にエンドユーザー向けプロモーションを実施したい顧客向けサービスとして、ARアプリケーション「ARAPPLI」の提供やARコンテンツ制作を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計 (注) 1
	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業 (ARサービス)	
売上高					
外部顧客への売上高	322,879	525,880	140,165	53,851	1,042,777
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	322,879	525,880	140,165	53,851	1,042,777
セグメント利益又は損失 (△)	7,460	137,317	△11,178	△27,692	105,906
その他の項目					
減価償却費	6,346	12,570	6,174	1,184	26,276
のれんの償却額	—	6,400	—	—	6,400

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の合計は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及びセグメント負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象になっていないため、記載しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

（単位：千円）

	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業（ARサービス）	全社・消去	合計
減損損失	39,770	—	33,039	846	—	73,656

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業（ARサービス）	全社・消去	合計
減損損失	—	—	12,105	—	—	12,105

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

（単位：千円）

	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業（ARサービス）	全社・消去	合計
当期償却額	—	38,404	9,601	—	—	48,005
当期末残高	—	6,400	—	—	—	6,400

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業（ARサービス）	全社・消去	合計
当期償却額	—	6,400	—	—	—	6,400
当期末残高	—	—	—	—	—	—

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱VARCHAR	東京都港区	10,000	受託開発	(所有)直接 100.0	資金の貸付	資金の回収	6,800	長期貸付金	30,800

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岩井 陽介	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接 21.7	債務被保証	銀行借入に関わる債務被保証	68,721	-	-

- (注) 1. 上記(ア)及び(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 銀行借入について債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。
3. 株式会社VARCHAR（現 株式会社SYSTEM CONCIERGE）につきましては、当事業年度中に全株式を売却したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、また、所有割合は関連当事者に該当していた時点での割合を記載しております。
4. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
5. 長期貸付金には、1年内の回収予定分を含んでおります。

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岩井 陽介	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接 25.7	債務被保証	銀行借入に関わる債務被保証	25,747	-	-

- (注) 1. 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 銀行借入について債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。

## (1株当たり情報)

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

	当事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)
1株当たり純資産額	28.47円
1株当たり当期純損失(△)	△19.94円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)
当期純損失(△) (千円)	△113,337
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△113,337
普通株式の期中平均株式数(株)	5,685,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類 (新株予約権の数5,515個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。



当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり純資産額	48.66円
1株当たり当期純利益	20.19円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
当期純利益（千円）	114,791
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	114,791
普通株式の期中平均株式数（株）	5,685,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類 (新株予約権の数6,329個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(多額の資金の借入)

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2020年6月11日に資金の借入を行っております。

1. 資金の使途	新型コロナウイルス感染症の流行による景気悪化に備えることを目的としている。
2. 借入先の名称	株式会社みずほ銀行
3. 借入金額	100,000千円
4. 借入金利	基準金利+スプレッド
5. 借入実行日	2020年6月11日
6. 返済期限	2021年5月29日
7. 担保・保証	無担保・無保証

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年9月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	56,853株
今回の分割により増加する株式数	5,628,447株
株式分割後の発行済株式総数	5,685,300株
株式分割後の発行可能株式総数	22,700,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年9月2日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

**【注記事項】**

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の流行により、訪問営業の制限や出張の自粛等、都市部を中心として一部の営業活動へ支障が出ておりましたが、緊急事態宣言の解除により、その影響は限定的であり徐々に回復すると見込んでおります。当第3四半期累計期間では上記の見込みに基づき会計上の見積りを実施しております。

(四半期貸借対照表関係)

- 1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第3四半期会計期間 (2020年5月31日)	
貸出コミットメントの総額	200,000千円
借入実行残高	—
差引額	200,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年5月31日)	
減価償却費	20,356千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2019年9月1日 至 2020年5月31日)

1. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2019年9月1日 至 2020年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業(ARサービス)	
売上高					
外部顧客への売上高	370,740	395,220	103,559	29,296	898,816
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	370,740	395,220	103,559	29,296	898,816
セグメント利益又は損失(△)	32,542	111,417	△5,477	△39,923	98,558

(注) セグメント利益又は損失(△)の合計は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年5月31日)
1株当たり四半期純利益	16.05円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	91,258
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	91,258
普通株式の期中平均株式数(株)	5,685,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第14回新株予約権 新株予約権の数 2,180個 普通株式 218,000株

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。

2. 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(多額の資金の借入)

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2020年6月11日に資金の借入を行っております。

1. 資金の使途	新型コロナウイルス感染症の流行による景気悪化に備えることを目的としている。
2. 借入先の名称	株式会社みずほ銀行
3. 借入金額	100,000千円
4. 借入金利	基準金利＋スプレッド
5. 借入実行日	2020年6月11日
6. 返済期限	2021年5月29日
7. 担保・保証	無担保・無保証

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割方法

2020年9月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	56,853株
今回の分割により増加する株式数	5,628,447株
株式分割後の発行済株式総数	5,685,300株
株式分割後の発行可能株式総数	22,700,000株

##### (3) 株式分割の効力発生日

2020年9月2日

##### (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

#### 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	54,011	—	—	54,011	34,660	3,578	19,351
工具、器具及び備品	29,747	2,179	601	31,325	24,285	6,044	7,040
有形固定資産計	83,759	2,179	601	85,337	58,945	9,622	26,391
無形固定資産							
ソフトウェア	224,102	53,696	16,814 (12,105)	260,985	183,366	16,003	77,618
のれん	240,025	—	—	240,025	240,025	6,400	—
その他	500	—	—	500	500	—	0
無形固定資産計	464,628	53,696	16,814 (12,105)	501,510	423,892	22,403	77,618

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	増加額	自社利用ソフトウェアの開発	53,696千円
ソフトウェア	減少額	減損損失	12,105千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	29,364	19,611	1.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	24,357	6,136	1.3	2020年～2021年
合計	68,721	25,747	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,264	872	—	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	31,991	157	1,182	6,009	24,957

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額及び一般債権の対する引当金の洗替による取崩額になります。

**【資産除去債務明細表】**

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	301
預金	
普通預金	221,831
定期預金 (3ヶ月以内)	30,000
小計	251,831
合計	252,132

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
リコージャパン(株)	3,324
合計	3,324

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2019年8月	3,324
合計	3,324

(注) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、8月期日の金額には期末日満期手形3,324千円が含まれております。

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ブルーチップ(株)	26,173
(株)プレナス	7,740
東芝テック(株)	7,346
(株)フロムスクラッチ	5,067
(株)エブライ	3,888
その他	63,435
合計	113,652



売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
89,321	1,013,073	988,742	113,652	89.7	37

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
システム開発	4,487
合計	4,487

②固定資産

イ. 敷金

相手先	金額 (千円)
(株)竹中工務店	31,760
合計	31,760

ロ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、28,099千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

## ③ 流動負債

## イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
アイティーエム(株)	8,343
(株)ナテック	5,302
(株)暁電機製作所	4,188
(株)CRI・ミドルウェア	1,728
(株)クロスコミュニケーション	1,620
その他	9,064
合計	30,246

## ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
(株)ベクトル	3,240
ブルーチップ(株)	3,022
(株)産案	2,300
東芝テック(株)	2,239
(株)オフィックス	2,030
その他	20,812
合計	33,645

## ハ. 未払費用

品目	金額 (千円)
家賃	23,222
厚生年金保険料	6,235
健康保険料	3,383
雇用保険料	994
雑給	835
その他	2,831
合計	37,504

ニ. 前受金

相手先	金額 (千円)
富士通プロキュアメントサービス(株)	13,598
S B C & S(株)	12,752
(株)アグレックス	7,369
(株)富士通	4,825
東芝テック(株)	4,580
その他	68,352
合計	111,479

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2020年10月14日開催の取締役会において承認された第15期事業年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）の財務諸表及び比較情報としての第14期事業年度（2018年9月1日から2019年8月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表  
イ 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	252,132	700,347
受取手形及び売掛金	※1 116,976	133,445
仕掛品	4,487	692
前払費用	9,126	9,718
その他	6,587	3,652
貸倒引当金	△6,046	△3,493
流動資産合計	383,264	844,362
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 19,351	※2 15,987
工具、器具及び備品（純額）	※2 7,040	※2 6,117
有形固定資産合計	26,391	22,105
無形固定資産		
ソフトウェア	77,618	102,623
その他	0	0
無形固定資産合計	77,618	102,623
投資その他の資産		
投資有価証券	2,249	325
長期前払費用	281	—
長期貸付金	18,800	15,400
敷金	31,760	31,110
保険積立金	5,650	7,614
繰延税金資産	28,099	46,507
その他	348	479
貸倒引当金	△18,910	△15,635
投資その他の資産合計	68,279	85,801
固定資産合計	172,289	210,529
資産合計	555,554	1,054,892

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,246	21,479
短期借入金	—	100,000
1年内返済予定の長期借入金	19,611	—
未払金	33,645	20,210
未払費用	37,504	23,304
未払法人税等	18,403	16,026
未払消費税等	12,402	32,876
前受金	111,479	118,478
預り金	9,467	301,895
流動負債合計	272,759	634,271
固定負債		
長期借入金	6,136	—
固定負債合計	6,136	—
負債合計	278,895	634,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	331,500	331,500
資本剰余金		
資本準備金	331,500	331,500
その他資本剰余金	192	192
資本剰余金合計	331,692	331,692
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△386,533	△242,571
利益剰余金合計	△386,533	△242,571
株主資本合計	276,658	420,621
純資産合計	276,658	420,621
負債純資産合計	555,554	1,054,892

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	1,042,777	1,201,078
売上原価	395,688	427,624
売上総利益	647,089	773,454
販売費及び一般管理費	※1 541,183	※1 636,561
営業利益	105,906	136,893
営業外収益		
受取利息	131	71
助成金収入	236	—
賃貸収入	2,037	2,160
貸倒引当金戻入額	6,000	6,000
その他	187	417
営業外収益合計	8,591	8,648
営業外費用		
支払利息	1,149	1,143
貸倒損失	1,107	—
上場関連費用	—	2,000
その他	399	259
営業外費用合計	2,656	3,402
経常利益	111,841	142,139
特別利益		
投資有価証券売却益	—	678
特別利益合計	—	678
特別損失		
固定資産除却損	※2 0	—
投資有価証券売却損	—	984
減損損失	※3 12,105	—
特別損失合計	12,105	984
税引前当期純利益	99,736	141,832
法人税、住民税及び事業税	13,044	16,278
法人税等調整額	△28,099	△18,407
法人税等合計	△15,055	△2,129
当期純利益	114,791	143,962

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	158,148	37.6	180,116	40.9
II 経費		262,778	62.4	260,003	59.1
当期総製造費用		420,927	100.0	440,120	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		4,487	
合計		420,927		444,607	
期末仕掛品たな卸高	※2	4,487		692	
他勘定振替高		42,533		42,842	
当期製品製造原価		373,906		401,072	
期首商品たな卸高		337		182	
当期商品仕入高		21,626		26,461	
合計		395,870		427,716	
期末商品たな卸高		182		92	
売上原価		395,688		427,624	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
業務委託費 (千円)	83,538	67,976
通信費 (千円)	108,730	108,176

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	42,533	42,842
合計 (千円)	42,533	42,842



ハ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	331,500	331,500	192	331,692	△501,325	△501,325	161,867	161,867
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	114,791	114,791	114,791	114,791
当期変動額合計	—	—	—	—	114,791	114,791	114,791	114,791
当期末残高	331,500	331,500	192	331,692	△386,533	△386,533	276,658	276,658

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	331,500	331,500	192	331,692	△386,533	△386,533	276,658	276,658
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	143,962	143,962	143,962	143,962
当期変動額合計	—	—	—	—	143,962	143,962	143,962	143,962
当期末残高	331,500	331,500	192	331,692	△242,571	△242,571	420,621	420,621

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	99,736	141,832
減価償却費	26,276	27,989
減損損失	12,105	—
のれん償却額	6,400	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5,893	△5,829
受取利息	△131	△71
支払利息	1,149	1,143
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	306
助成金収入	△236	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△27,654	△16,468
貸倒損失	1,107	—
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,333	3,877
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,367	△8,766
未払金の増減額 (△は減少)	21,394	△13,029
前受金の増減額 (△は減少)	△11,990	6,998
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,315	20,473
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	—	△124
その他	20,152	278,700
小計	146,765	437,033
利息の受取額	131	71
利息の支払額	△628	△768
法人税等の支払額	△530	△19,566
助成金の受取額	236	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,973	416,770
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	—	1,618
有形固定資産の取得による支出	△2,179	△4,115
無形固定資産の取得による支出	△53,291	△44,347
貸付金の回収による収入	6,139	6,000
敷金及び保証金の差入による支出	△11,995	—
その他の支出	△1,883	△1,964
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,210	△42,808
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△15,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△27,974	△25,747
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,974	74,253
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	39,789	448,214
現金及び現金同等物の期首残高	212,343	252,132
現金及び現金同等物の期末残高	※ 252,132	※ 700,347

## 注記事項

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

仕掛品 個別法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

①定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～5年

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間にわたって均等償却を行うこととしております。

### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

仕掛品 個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の流行により、訪問営業の制限や出張の自粛等、都市部を中心として一部の営業活動へ支障が出ておりましたが、緊急事態宣言の解除により、その影響は限定的であり徐々に回復すると見込んでおります。当事業年度では上記の見込みに基づき会計上の見積りを実施しております。

(貸借対照表関係)

※1 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
受取手形	3,324千円	—

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	58,945千円	62,689千円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
貸出コミットメントの総額	100,000千円	200,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000千円	200,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30.3%、当事業年度29.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69.7%、当事業年度70.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
役員報酬	53,100千円	61,440千円
給料及び手当	211,322	269,417
業務委託費	64,240	94,600
減価償却費	10,583	11,767
貸倒引当金繰入額	37	170

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
工具、器具及び備品	0千円	—
ソフトウェア	0	—
計	0	—

※3 減損損失

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	自社用ソフトウェア	ソフトウェア	12,105千円

当社は、原則として事業を基準としてグルーピングを行っております。当事業年度において、営業収支のマイナスが継続している事業につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（12,105千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	56,853	—	—	56,853
合計	56,853	—	—	56,853
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	56,853	—	—	56,853
合計	56,853	—	—	56,853
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金勘定	252,132千円	700,347千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	252,132	700,347

(リース取引関係)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
1年内	60,306	60,306
1年超	95,485	35,178
合計	155,791	95,485



(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。償還日は最長で決算日後3年であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。また、借入金に係る支払利息の変動リスクについては、ヘッジ取引等を行っておりませんが、変動金利及び固定金利を組み合わせることによって支払利息の変動リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	252,132	252,132	—
(2) 受取手形及び売掛金	116,976	116,976	—
(3) 投資有価証券	—	—	—
(4) 長期貸付金(*1)	24,800		
貸倒引当金(*2)	△24,800		
	—	—	—
資産計	369,109	369,109	—
(1) 買掛金	30,246	30,246	—
(2) 長期借入金(*3)	25,747	25,747	0
負債計	55,993	55,993	0

(\*1)長期貸付金には、1年内の回収予定分を含んでおります。

(\*2)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)長期借入金には、1年内の返済予定分を含んでおります。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

##### (4) 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収見込額等に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年8月31日)
非上場株式	2,249

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	252,132	—	—	—
受取手形及び売掛金	116,976	—	—	—
長期貸付金	6,000	18,800	—	—
合計	375,109	18,800	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,611	5,264	872	—	—	—
合計	19,611	5,264	872	—	—	—

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	700,347	700,347	—
(2) 受取手形及び売掛金	133,445	133,445	—
(3) 投資有価証券	—	—	—
(4) 長期貸付金(*1)	18,800	18,800	—
貸倒引当金(*2)	△18,800	△18,800	—
	—	—	—
資産計	833,792	833,792	—
(1) 買掛金	21,479	21,479	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
負債計	121,479	121,479	—

(\*1)長期貸付金には、1年内の回収予定分を含んでおります。

(\*2)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収見込額等に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年8月31日)
非上場株式	325

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	700,347	—	—	—
受取手形及び売掛金	133,445	—	—	—
長期貸付金	3,400	15,400	—	—
合計	837,192	15,400	—	—

4. 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
合計	100,000	—	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 12名	当社使用人 2名	当社取締役 1名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 170株	普通株式 340株	普通株式 990株
付与日	2011年2月24日	2011年3月31日	2011年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2013年2月25日 至 2020年11月23日	自 2013年4月1日 至 2020年11月23日	自 2011年9月30日 至 2020年11月23日

	第6回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 8名 社外協力者 4名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社使用人 55名	当社使用人 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 1,010株	普通株式 1,060株	普通株式 280株
付与日	2011年12月1日	2013年8月31日	2013年11月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2011年12月2日 至 2020年11月23日	自 2013年9月1日 至 2022年11月27日	自 2015年11月17日 至 2022年11月27日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 15名 社外協力者 3名	当社取締役 2名 当社使用人 42名	当社使用人 73名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 450株	普通株式 3,960株	普通株式 1,850株
付与日	2014年8月30日	2015年7月16日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2014年8月31日 至 2023年11月28日	自 2017年7月16日 至 2025年7月14日	自 2021年8月31日 至 2028年11月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	105	100	590	65	200	245	330
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	5
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	105	100	590	65	200	245	325
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	3,880	—
付与	—	1,850
失効	1,031	—
権利確定	—	—
未確定残	2,849	1,850
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	20,000	20,000	27,000	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利行使価格 (円)	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF法等により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 6,020千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 12名	当社使用人 2名	当社取締役 1名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 170株	普通株式 340株	普通株式 990株
付与日	2011年2月24日	2011年3月31日	2011年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2013年2月25日 至 2020年11月23日	自 2013年4月1日 至 2020年11月23日	自 2011年9月30日 至 2020年11月23日

	第6回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 8名 社外協力者 4名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社使用人 55名	当社使用人 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,010株	普通株式 1,060株	普通株式 280株
付与日	2011年12月1日	2013年8月31日	2013年11月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2011年12月2日 至 2020年11月23日	自 2013年9月1日 至 2022年11月27日	自 2015年11月17日 至 2022年11月27日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 15名 社外協力者 3名	当社取締役 2名 当社使用人 42名	当社使用人 73名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 450株	普通株式 3,960株	普通株式 1,850株
付与日	2014年8月30日	2015年7月16日	2019年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2014年8月31日 至 2023年11月28日	自 2017年7月16日 至 2025年7月14日	自 2021年8月31日 至 2028年11月29日

	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2,180株
付与日	2019年11月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 2021年11月27日 至 2029年11月26日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	105	100	590	65	200	245	325
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	105	100	590	65	200	245	325
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,849	1,850	—
付与	—	—	2,180
失効	26	100	—
権利確定	—	—	—
未確定残	2,823	1,750	2,180
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	20,000	20,000	27,000	27,000	27,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権
権利行使価格 (円)	27,000	27,000	38,500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年9月2日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF法等により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 77,354千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年 8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年 8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	7,642千円
減価償却超過額	20,700
投資有価証券評価額	17,931
税務上の繰越欠損金(注) 2	106,324
その他	5,436
繰延税金資産小計	158,035
繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△91,846
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△38,089
評価性引当額小計(注) 1	△129,935
繰延税金資産合計	28,099
繰延税金資産の純額	28,099

(注) 1. 評価性引当額が46,640千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	-	8,195	11,981	42,701	28,198	15,247	106,324
評価性引当額	-	-	△5,698	△42,701	△28,198	△15,247	△91,846
繰延税金資産	-	8,195	6,282	-	-	-	(※2) 14,478

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年 8月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	△46.8
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.1

当事業年度（2020年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	5,857千円
減価償却超過額	12,416
投資有価証券評価額	15,807
税務上の繰越欠損金（注）2	91,027
その他	4,667
繰延税金資産小計	129,776
繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△54,483
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△28,784
評価性引当額小計（注）1	△83,268
繰延税金資産合計	46,507
繰延税金資産の純額	46,507

（注）1. 評価性引当額が46,667千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	4,880	42,701	28,198	—	15,247	91,027
評価性引当額	—	—	△11,037	△28,198	—	△15,247	△54,483
繰延税金資産	—	4,880	31,663	—	—	—	(※2) 36,543

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割	0.4
評価性引当額の増減	△32.9
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.5



(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当社では、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用として計上しております。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社では、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用として計上しております。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっております。

当社は「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業(ARサービス)」を提供するとともに包括的な戦略を立案し、サービス提供活動を展開しております。従って、当社は提供サービスを基礎とした事業別セグメントから構成されており、「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業(ARサービス)」の4つを報告セグメントとしております。

「キャッシュレスサービス事業」は、スーパーマーケット、飲食店等の店舗を展開する顧客向けに、エンドユーザーが利用するハウス電子マネーやポイントのソリューションサービスを提供しており、「メッセージングサービス事業」は、自社サービス等で一時に大量にメール配信を行う顧客を対象に、メッセージ伝達に欠かせない機能を備えたサービスを提供しており、「データセキュリティサービス事業」は、主に個人情報を大量に取り扱う顧客向けに個人情報管理ソリューション「P-Pointer File Security」を提供しており、「その他の事業(ARサービス)」では、主にエンドユーザー向けプロモーションを実施したい顧客向けサービスとして、ARアプリケーション「ARAPPLI」の提供やARコンテンツ制作を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計 (注) 1
	キャッシュレス サービス事業	メッセージング サービス事業	データセキュリ ティサービス事 業	その他の事業 (ARサービス)	
売上高					
外部顧客への売上高	322,879	525,880	140,165	53,851	1,042,777
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	322,879	525,880	140,165	53,851	1,042,777
セグメント利益又は損失 (△)	7,460	137,317	△11,178	△27,692	105,906
その他の項目					
減価償却費	6,346	12,570	6,174	1,184	26,276
のれんの償却額	—	6,400	—	—	6,400

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の合計は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及びセグメント負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象になっていないため、記載していません。

## 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっております。

当社は「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業（ARサービス）」を提供するとともに包括的な戦略を立案し、サービス提供活動を展開しております。従って、当社は提供サービスを基礎とした事業別セグメントから構成されており、「キャッシュレスサービス事業」、「メッセージングサービス事業」、「データセキュリティサービス事業」及び「その他の事業（ARサービス）」の4つを報告セグメントとしております。

「キャッシュレスサービス事業」は、スーパーマーケット、飲食店等の店舗を展開する顧客向けに、エンドユーザーが利用するハウス電子マネーやポイントのソリューションサービスを提供しており、「メッセージングサービス事業」は、自社サービス等で一時に大量にメール配信を行う顧客を対象に、メッセージ伝達に欠かせない機能を備えたサービスを提供しており、「データセキュリティサービス事業」は、主に個人情報を大量に取り扱う顧客向けに個人情報管理ソリューション「P-Pointer File Security」を提供しており、「その他の事業（ARサービス）」では、主にエンドユーザー向けプロモーションを実施したい顧客向けサービスとして、ARアプリケーション「ARAPPLI」の提供やARコンテンツ制作を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計 (注) 1
	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業 (ARサービス)	
売上高					
外部顧客への売上高	488,123	528,781	137,260	46,913	1,201,078
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	488,123	528,781	137,260	46,913	1,201,078
セグメント利益又は損失 (△)	50,041	144,118	△9,587	△47,679	136,893
その他の項目					
減価償却費	6,928	17,469	2,353	1,238	27,989

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の合計は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及びセグメント負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象になっていないため、記載しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

関連情報

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ブルーチップ株式会社	242,402	キャッシュレスサービス事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

(単位：千円)

	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業（ARサービス）	全社・消去	合計
減損損失	—	—	12,105	—	—	12,105

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	キャッシュレスサービス事業	メッセージングサービス事業	データセキュリティサービス事業	その他の事業（ARサービス）	全社・消去	合計
当期償却額	—	6,400	—	—	—	6,400
当期末残高	—	—	—	—	—	—

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	岩井 陽介	—	—	当社代表取締役	（被所有） 直接 25.7	債務被保証	銀行借入に関わる債務被保証	25,747	—	—

（注）1. 上記（ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 銀行借入について債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	48.66円	73.98円
1株当たり当期純利益	20.19円	25.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
当期純利益(千円)	114,791	143,962
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	114,791	143,962
普通株式の期中平均株式数(株)	5,685,300	5,685,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類 (新株予約権の数6,329個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権10種類 (新株予約権の数8,383個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(多額の資金の借入)

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2020年6月11日に資金の借入を行っております。

1. 資金の用途	新型コロナウイルス感染症の流行による景気悪化に備えることを目的としている。
2. 借入先の名称	株式会社みずほ銀行
3. 借入金額	100,000千円
4. 借入金利	基準金利＋スプレッド
5. 借入実行日	2020年6月11日
6. 返済期限	2021年5月29日
7. 担保・保証	無担保・無保証

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割方法

2020年9月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	56,853株
今回の分割により増加する株式数	5,628,447株
株式分割後の発行済株式総数	5,685,300株
株式分割後の発行可能株式総数	22,700,000株

##### (3) 株式分割の効力発生日

2020年9月2日

##### (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

#### 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.arara.com/company/#information">https://www.arara.com/company/#information</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 11月30日	アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 リード・キャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役 谷本 徹	東京都千代田区丸の内 1-2-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Livio株式会社 代表取締役 ホアン・ラン	東京都品川区西五反田 1-21-8	—	3,980	107,460,000 (27,000) (注) 4	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2019年 2月18日	ONPOO株式会社 代表取締役 齋藤 剛	東京都渋谷区南平台町 15-15	—	岩井 陽介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	880	3,240,160 (3,682) (注) 5	移動前所有者の売却希望による
2019年 3月31日	インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社SXキャピタル 代表取締役 近藤 秀樹	東京都港区虎ノ門4-1-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	岩井 陽介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	1,400	14,000,000 (10,000) (注) 6	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2019年 3月31日	インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社SXキャピタル 代表取締役 近藤 秀樹	東京都港区虎ノ門4-1-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	井上 浩毅	神奈川県横浜市都筑区	特別利害関係者等(当社の取締役)	1,000	10,000,000 (10,000) (注) 6	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2019年 3月31日	インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社SXキャピタル 代表取締役 近藤 秀樹	東京都港区虎ノ門4-1-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	寺田倉庫株式会社 代表取締役 寺田 航平	東京都品川区東品川2-6-10	—	1,300	13,000,000 (10,000) (注) 6	ファンド期限の到来に伴う譲渡
2020年 9月11日	—	—	—	岩井 陽介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	59,000	11,800,000 (200) 注7	新株予約権の権利行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。  
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができることとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができることとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
  - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法により算出した移動前所有者の取得価格を総合的に勘案して、当事者間で協議のうえ、決定しております。
5. 移動価格は、時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間で協議のうえ、決定しております。
6. 移動価格は、類似業種比準法により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間で協議のうえ、決定しております。
7. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
8. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の数値を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年8月31日	2019年11月27日
種類	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,850株 (注) 4	普通株式 2,180株
発行価格	27,000円 (注) 3	38,500円 (注) 3
資本組入額	13,500円	19,250円
発行価額の総額	49,950,000円 (注) 4	83,930,000円
資本組入額の総額	24,975,000円 (注) 4	41,965,000円
発行方法	2018年11月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年11月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年8月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、第三者機関に株価算定を依頼し、DCF法及びマルチプル法により算定された価格を参考に決定した価格であります。
4. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員6名)により、新株予約権①の発行数は1,750株、発行価額の総額は47,250,000円、資本組入額の総額は23,625,000円となっております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権① 第13回新株予約権	新株予約権② 第14回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき27,000円	1株につき38,500円
行使期間	2021年8月31日から2028年11月29日	2021年11月27日から2029年11月26日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

6. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
須藤 尚慶	神奈川県横浜市港北区	会社員	150	4,050,000 (27,000)	当社の従業員
日向野 岳	埼玉県さいたま市南区	会社員	150	4,050,000 (27,000)	当社の従業員
井上 陽子	神奈川県横浜市都筑区	会社員	100	2,700,000 (27,000)	当社の従業員
中村 茂	東京都足立区	会社員	100	2,700,000 (27,000)	当社の従業員
坂東 洋子	神奈川県横浜市都筑区	会社員	70	1,890,000 (27,000)	当社の従業員
山田 恵	神奈川県横浜市南区	会社員	70	1,890,000 (27,000)	当社の従業員
川島 進光	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	70	1,890,000 (27,000)	当社の従業員
柘植 哲平	東京都杉並区	会社員	70	1,890,000 (27,000)	当社の従業員
田中 努	東京都多摩市	会社員	50	1,350,000 (27,000)	当社の従業員
山元 勲	埼玉県狭山市	会社員	50	1,350,000 (27,000)	当社の従業員
杉江 近	千葉県習志野市	会社員	50	1,350,000 (27,000)	当社の従業員
門倉 紀明	東京都葛飾区	会社員	50	1,350,000 (27,000)	当社の従業員
高田 美恵	東京都世田谷区	会社員	50	1,350,000 (27,000)	当社の従業員
関口 洋一郎	東京都足立区	会社員	40	1,080,000 (27,000)	当社の従業員
松井 祥平	千葉県市川市	会社員	40	1,080,000 (27,000)	当社の従業員
長堀 いづみ	東京都目黒区	会社員	30	810,000 (27,000)	当社の従業員
石川 香織	東京都杉並区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
伊牟田 萌	神奈川県川崎市宮前区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
鶴月 美帆	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
関 貴文	東京都墨田区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
岩佐 健太	東京都世田谷区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
溝口 湧基	東京都足立区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
石田 学	神奈川県川崎市	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大竹 裕子	埼玉県志木市	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
柘植 美歌	東京都杉並区	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
劉 静瑛	神奈川県鎌倉市	会社員	20	540,000 (27,000)	当社の従業員
TRINH XUAN SON	東京都台東区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
浅川 愛梨	東京都中野区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
梅川 侑果	東京都品川区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
小川 響生	東京都杉並区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
小川 慶	神奈川県平塚市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
叶内 美智子	東京都練馬区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
嶋村 優希	神奈川県川崎市宮前区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
藤田 悠平	東京都武蔵野市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
二田 雄介	東京都八王子市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
松田 拓磨	千葉県松戸市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
吉田 はるか	東京都西東京市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
安達 拓也	東京都足立区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
井上 博樹	東京都豊島区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
磯野 彰慶	埼玉県さいたま市中央区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
奥原 杏奈	千葉県千葉市中央区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
岡田 学	東京都世田谷区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
加藤 敦	神奈川県川崎市多摩区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
釜坂 一步	神奈川県川崎市幸区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
関 莉和子	東京都練馬区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
岩元 悠	東京都目黒区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
亀田 到	東京都世田谷区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
吉川 英希	千葉県市川市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
吉田 順一	埼玉県川口市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
山田 悠太	埼玉県久喜市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
手塚 明広	東京都杉並区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
重川 賢斗	埼玉県川口市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
神崎 陽太郎	埼玉県桶川市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
菅田 紫織	東京都練馬区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
長江 勝尚	東京都目黒区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
長谷川 雅和	神奈川県川崎市中原区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
藤川 結貴	東京都練馬区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
藤沢 芳春	埼玉県久喜市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
二門 圭	東京都大田区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
樋口 憲司	埼玉県さいたま市南区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
武藤 雅行	東京都中央区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
野間 和幸	東京都練馬区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
矢野 聖子	東京都豊島区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
鈴木 哲太	神奈川県川崎市高津区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
對馬 遥香	千葉県松戸市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
廣石 亮吾	東京都杉並区	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員
高橋 教介	千葉県印西市	会社員	10	270,000 (27,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

2. 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岩井 陽介	東京都港区	会社役員	1,000	38,500,000 (38,500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)
井上 浩毅	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	700	26,950,000 (38,500)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
竹ヶ鼻 重喜	東京都目黒区	会社役員	350	13,475,000 (38,500)	特別利害関係者等 (当社取締役)
加藤 徹行	東京都新宿区	会社役員	40	1,540,000 (38,500)	特別利害関係者等 (当社取締役(監査等委員))
井上 昌治	東京都杉並区	会社役員	30	1,155,000 (38,500)	特別利害関係者等 (当社取締役(監査等委員))
種谷 信邦	東京都港区	会社役員	30	1,155,000 (38,500)	特別利害関係者等 (当社取締役(監査等委員))
五十嵐 奈美	東京都東大和市	会社員	10	385,000 (38,500)	当社の従業員
坂東 吾朗	神奈川県横浜市都筑区	会社員	10	385,000 (38,500)	当社の従業員
容貝 真実	東京都杉並区	会社員	10	385,000 (38,500)	当社の従業員

(注) 2020年8月17日開催の取締役会決議により、2020年9月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。



### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
岩井 陽介 (注) 3. 4.	東京都港区	1,874,300 (350,000)	28.73 (5.37)
L i v i o株式会社 (注) 4.	東京都品川区西五反田3-11-6	398,000	6.10
ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合 (注) 4.	東京都港区赤坂1-12-32	370,000	5.67
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合 (注) 4.	東京都千代田区丸の内1-9-1	370,000	5.67
株式会社デンソーウェーブ (注) 4.	愛知県知多郡阿久比町草木芳池1	370,000	5.67
E E Iクリーンテック投資事業有限責任組合 (注) 4.	東京都品川区東五反田5-11-1	370,000	5.67
I W A I G R O U P P T E . L T D . (注) 4. 5.	10 ANSON ROAD #09-17 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE	250,000	3.83
寺田倉庫株式会社 (注) 4.	東京都品川区東品川2-6-10	250,000	3.83
井上 浩毅 (注) 4. 6.	神奈川県横浜市都筑区	237,300 (70,000)	3.64 (1.07)
ビットキャッシュ株式会社 (注) 4.	東京都渋谷区渋谷3-12-18	202,000	3.10
A X I S H U M A N M A N A G E M E N T I N T E R N A T I O N A L P T E . L T D .	390 HAVELOCK ROAD #07-02 KING 'S CENTRE SINGAPORE	150,000	2.30
ライク株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-1	100,000	1.53
加嶋 正洋	東京都杉並区	86,000	1.32
中西 正人	東京都目黒区	75,000	1.15
株式会社イー・コミュニケーションズ	東京都港区六本木2-4-5	75,000	1.15
C H A N W E I S I A N G (注) 8.	BLOCK416, BEDOK NORTH AVENUE, #07-27, SINGAPORE	60,000 (30,000)	0.92 (0.46)
竹ヶ鼻 重喜 (注) 6.	東京都目黒区	57,700 (47,100)	0.88 (0.72)
有限会社テクノサイエンス	東京都中央区新橋2-16-1	50,000	0.77
カフェ・カンパニー株式会社	東京都渋谷区神宮前5-27-8	50,000	0.77
松岡 哲也	大阪府池田市	50,000	0.77
S h e r w i n F a d e n	東京都港区	50,000	0.77
田子 智志	埼玉県吉川市	47,300	0.73
井上 盛夫	東京都渋谷区	40,000	0.61
株式会社サンエイトインベストメント	東京都港区虎ノ門1-15-7	33,300	0.51

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
RBS任意組合	神奈川県川崎市川崎区港町5-2	32,500	0.50
嶋田 史郎	東京都港区	27,500	0.42
本岡 一也	大阪府箕面市	25,000	0.38
合同会社BEAR	東京都港区高輪2-15-31	25,000	0.38
株式会社クラウドポイント	東京都渋谷区渋谷2-16-1	25,000	0.38
磯 豊	東京都千代田区	25,000	0.38
石古 暢良	兵庫県三田市	24,000 (24,000)	0.37 (0.37)
早原 浩三	兵庫県西宮市	20,000	0.31
杉江 通優	愛知県常滑市	20,000	0.31
今朝丸 泰久	兵庫県宝塚市	20,000	0.31
岡本 泰彦	兵庫県西宮市	20,000	0.31
齋藤 剛	山梨県甲府市	20,000	0.31
日向野 岳 (注) 7.	埼玉県さいたま市南区	17,500 (17,000)	0.27 (0.26)
株式会社キョーエン	東京都渋谷区広尾1-16-3	16,700	0.26
井上 陽子 (注) 7.	神奈川県横浜市都筑区	15,500 (10,500)	0.24 (0.16)
東條 恒史	東京都港区	15,000	0.23
森本 宏一	東京都練馬区	15,000	0.23
古川 洋史	東京都世田谷区	15,000	0.23
高木 茂	岩手県盛岡市	15,000	0.23
須藤 尚慶 (注) 7.	神奈川県横浜市港北区	15,000 (15,000)	0.23 (0.23)
神谷 秀輝	沖縄県中頭郡嘉手納町	15,000 (5,000)	0.23 (0.08)
平山 誠	埼玉県八潮市	13,000	0.20
山田 恵 (注) 7.	神奈川県横浜市青葉区	12,000 (7,000)	0.18 (0.11)
中村 茂 (注) 7.	東京都足立区	11,000 (11,000)	0.17 (0.17)
鳥居 茂樹	埼玉県川口市	10,500 (5,000)	0.16 (0.08)
柘植 哲平 (注) 7.	東京都杉並区	10,100 (10,100)	0.15 (0.15)
坂東 洋子 (注) 7.	神奈川県横浜市都筑区	10,100 (10,100)	0.15 (0.15)
その他 126名		417,300 (167,500)	6.40 (2.57)
計	—	6,523,600 (779,300)	100.00 (11.95)

(注) 1. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
4. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
5. 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）
6. 特別利害関係者等（当社の取締役）
7. 当社の従業員
8. 当社の社外協力者

# 独立監査人の監査報告書

2020年10月6日

アララ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 靖史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアララ株式会社の2017年9月1日から2018年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アララ株式会社の2018年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年10月6日

アララ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 靖史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアララ株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アララ株式会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年10月6日

アララ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 靖史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアララ株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年9月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アララ株式会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**arara**

世界をもっとハッピーに